

弘前市地域福祉計画

令和 5 年度～令和 8 年度

令和 5 年 3 月

弘前市

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景及び目的	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	4
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	5
1 地域福祉を取り巻く現状	6
2 弘前市の現状	10
3 地域福祉に対する市民の声	24
4 現状からみえる課題	31
第3章 基本理念と基本目標	35
1 基本理念	36
2 基本目標	37
3 施策の体系	38
4 施策と評価指標	40
第4章 第二期弘前市成年後見制度利用促進基本計画	45
1 計画の策定にあたって	46
2 成年後見制度利用に関する現状	48
3 成年後見制度利用促進にあたっての基本的な考え方	52
4 計画の策定によりめざす姿	53
第5章 弘前市再犯防止推進計画	57
1 計画策定の趣旨	58
2 地域における再犯防止を取り巻く状況	60
3 取組内容	62
4 推進体制	64
第6章 計画推進の方策	66
1 計画推進のための体制	67
2 計画の周知と進捗状況の公表	67
3 計画推進に係る役割分担	67

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の背景及び目的
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定体制

1 計画策定の背景及び目的

全国的な少子高齢化や人口減少の進行に伴い、高齢者世帯の核家族化・単身化が増加傾向を見せ、また団塊の世代が75歳以上となる、いわゆる2025年問題など、価値観の多様化や様々な社会環境の変化と相まって、地域コミュニティの希薄化がさらに浮き彫りとなり、地域の支え合いや活力の低下が顕著となつてきています。

また、子どもの保育と親族の介護が同時に生じるダブルケア、高齢者の孤立死や認知症、ひきこもり、障がいのある人や生活困窮者及び就労困難者の自立・就労支援など、支援ニーズの複雑化、複合化により、既存の制度や行政のみでは対応しきれない課題が顕在化しています。

これらの新たな支援ニーズに対応するため、福祉サービス等の利便性向上のほか、健康・予防医療及び介護福祉事業が連携する地域包括ケアシステム¹の構築が求められております。

さらには、地域コミュニティをはじめ多様な分野との総合的な連携により、課題や相談者の属性、内容を問わずに受け止め、課題に向き合い解決へ向けて伴走的に支援していく重層的な相談・支援体制の構築が急務となっています。

当市においても、すべての市民が住み慣れた地域で役割を持ち、お互いに支え合っていく地域共生社会の実現に向けた地域福祉を推進していくために「弘前市地域福祉計画」を策定するものです。

1 地域包括ケアシステム：高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される体制。

2 計画の位置づけ

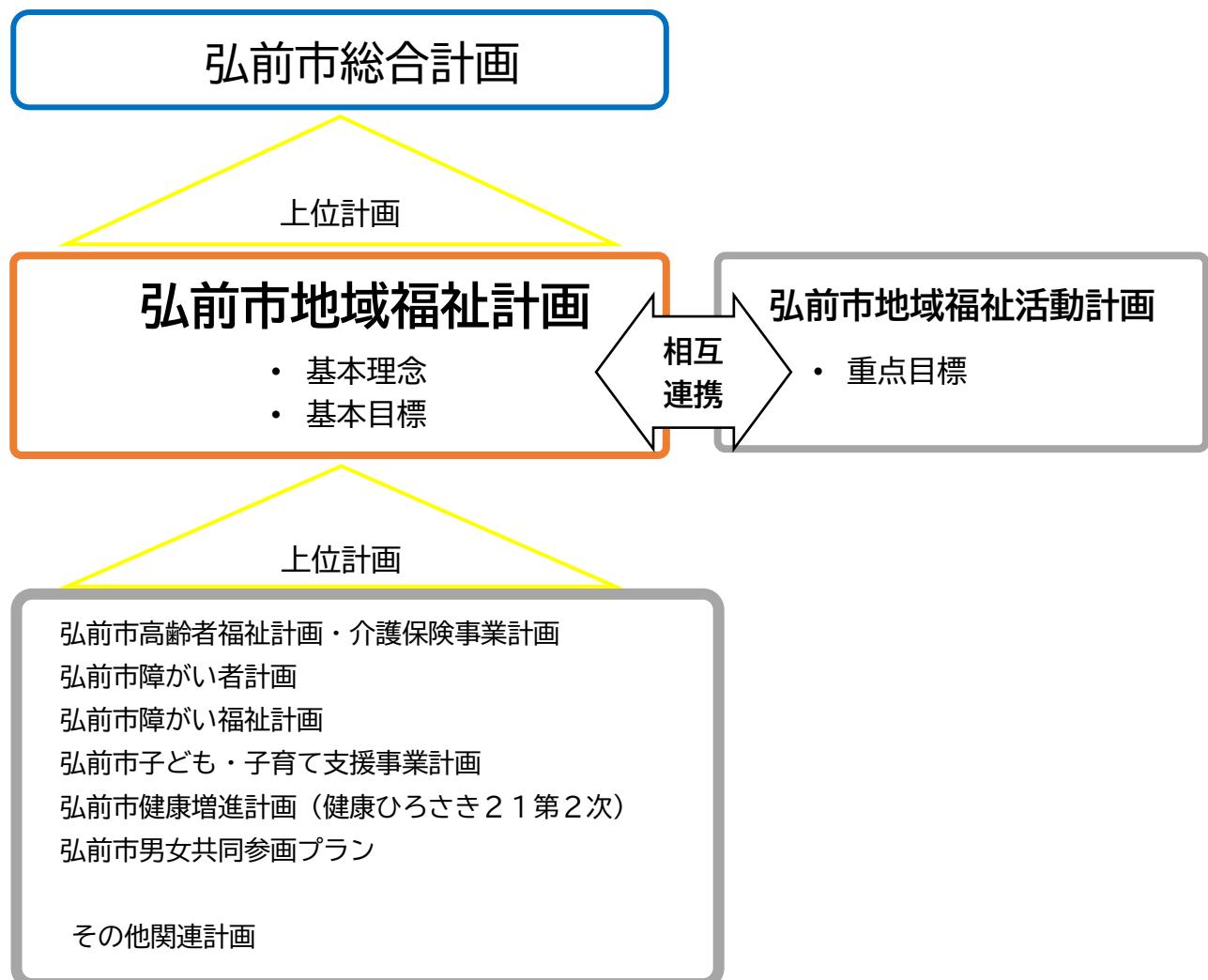
本計画は、社会福祉法第107条に規定される「市町村地域福祉計画」として策定するものです。

市の将来を見据えたまちづくりの方針を掲げる弘前市総合計画を上位計画とし、健康福祉の推進に関する各種計画と連携しながら、地域共生社会の実現に向けて社会福祉を推進するために本計画を推進します。

なお、各種計画と本計画の対象分野が重なる部分については、他の計画の全部又は一部をもって、地域福祉計画の一部と見なします。

また、弘前市社会福祉協議会²が策定する「地域福祉活動計画」³との連携も図ります。

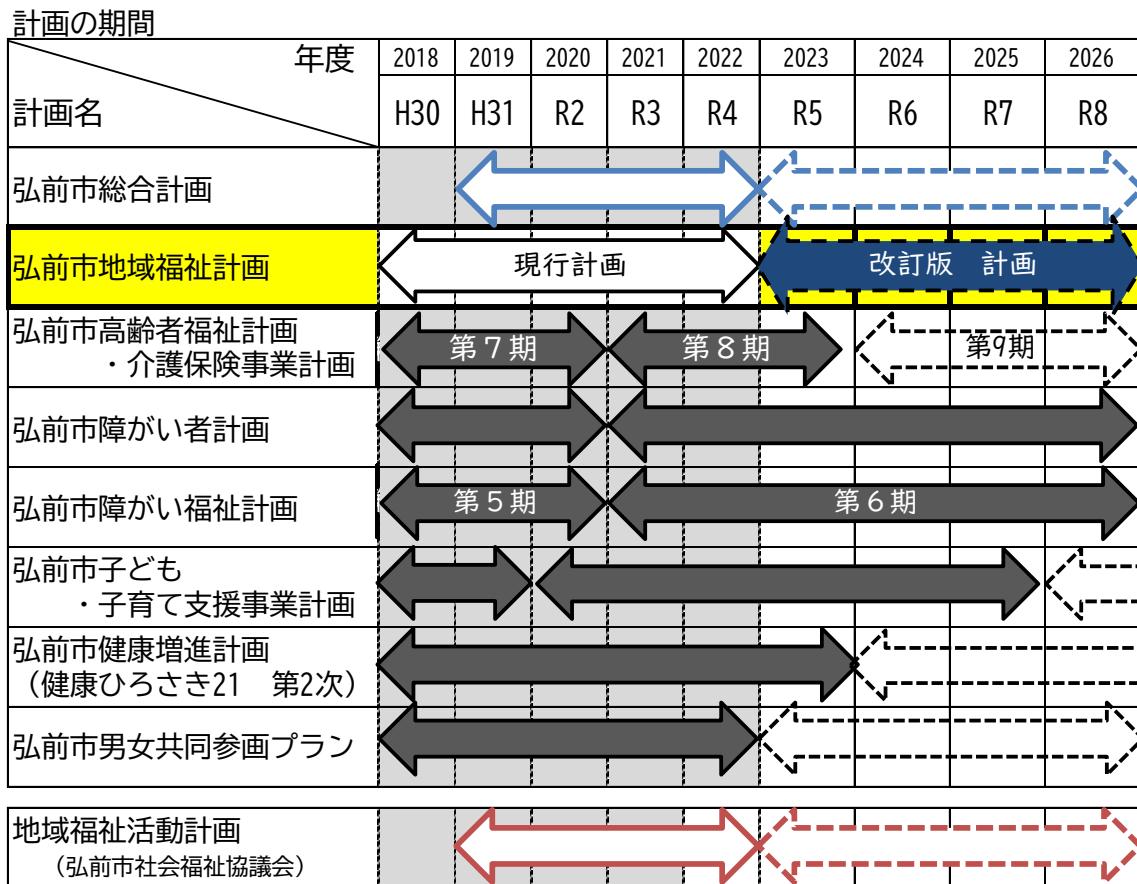
弘前市地域福計画のイメージ



3 計画の期間

本計画の期間は、「弘前市総合計画」の後期基本計画に合わせ、令和5年度から令和8年度までの4年間とします。

また、期間中においても社会経済情勢の変化や制度改正等に柔軟かつ的確に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。



4 計画の策定体制

本計画の策定又は変更にあたっては、市の附属機関である「弘前市社会福祉問題対策協議会」の意見を伺いながら進めていきます。また、計画の点検、評価、見直しについても同協議会での審議を反映させていきます。

-
- 2 社会福祉協議会：社会福祉法に基づき各自治体に設置される民間非営利組織の社会福祉法人。地域福祉に関する活動を通じ、地域福祉推進の中核としての役割を担う。
- 3 地域福祉活動計画：地域における住民の自主的、主体的な福祉活動を進めるにあたっての指針となる行動計画。

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

- 1 地域福祉を取り巻く現状
- 2 弘前市の現状
- 3 地域福祉に対する市民の声
- 4 現状からみえる課題

1 地域福祉を取り巻く現状

(1) 人口減少と少子高齢化の進展

我が国の人囗は 2010（平成 22）年の 1 億 2,806 万人をピークに減少局面に入っています。国立社会保障・人口問題研究所の推計（2017（平成 29）年推計・出生中位仮定による推計）によると、2065 年には 8,808 万人に減少すると見込まれています。

高齢化率⁴は、2015（平成 27）年の 26.6%から、2065 年には 38.4%に増加すると推計されています。一方、年少人口割合は、2015（平成 27）年の 12.5%から、2065 年には 10.2%に減少すると推計されています。

当市の総人口は、1995（平成 7）年の 19.4 万人をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計では、2040 年に 13.1 万人まで減少する見込みです。

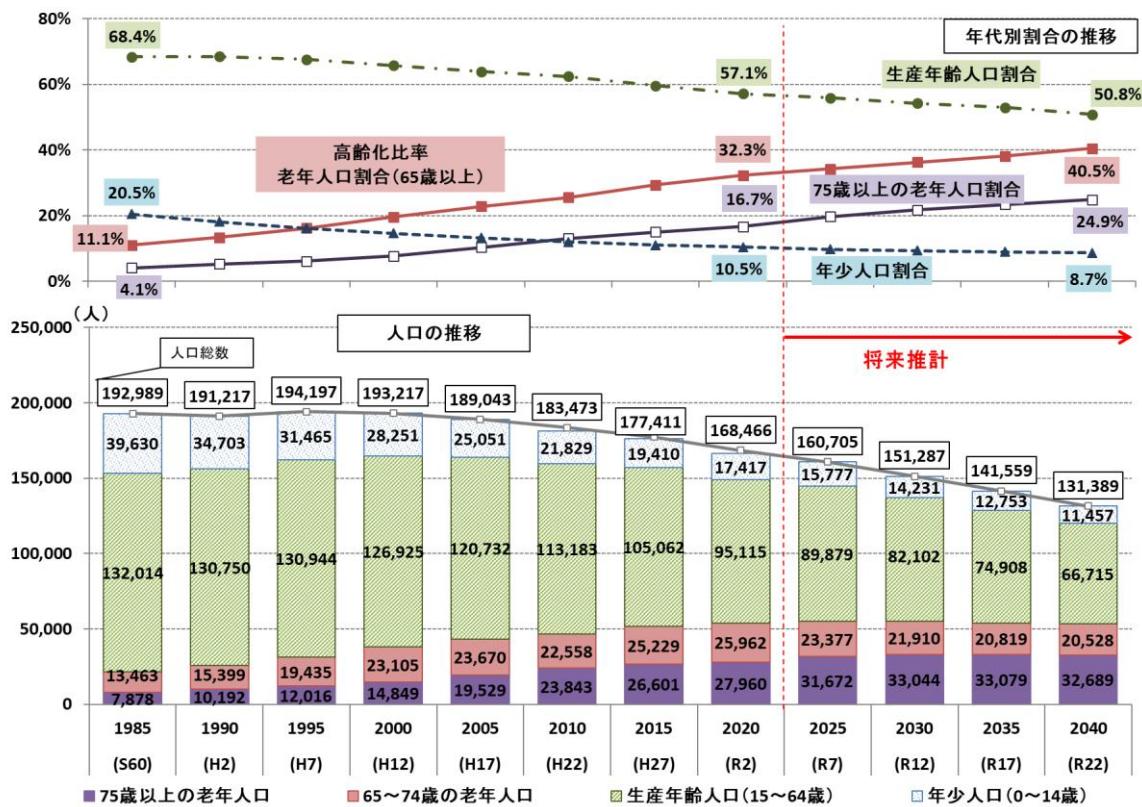
また、高齢化率は一貫して増加しており、2015（平成 27）年には 29.4%となっていますが、2040 年には 37.8%となる見込みです。なお、高齢人口自体は 2025 年から 2030 年をピークに減少に転じますが、75 歳以上の人口の割合が高まっていくことが想定され、団塊世代が 75 歳を迎える 2025 年には、約 2 割に達する見込みです。

このように、我が国では人口減少や少子高齢化が急速に進んでおり、当市においてはこの状況よりも早いペースで進行しています。

人口構造が大きく変化する中で、担い手不足の深刻化や地域コミュニティの希薄化による地域の支え合いをはじめとした地域活力の低下などが懸念されており、これらが深刻化する前に対策を講じることが市の喫緊の課題となっています。

4 高齢化率：65 歳以上人口が総人口に占める割合。

図1 人口の推移と将来人口推計



※2015年までの人口総数には年齢不詳も含まれるため年齢別の合計

出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所推計値

(2) 新たな地域課題の顕在化と地域活動の現状

人口減少や少子高齢化による社会環境の変化への対応に加え、共働き世帯の増加による子育て支援に係るニーズの多様化、高齢者の認知症や孤独死、様々な課題を抱え生活や仕事に不安を抱き支援を必要とする高齢者、ひとり親家庭の母等、障がい者、若年無業者、ひきこもりの方などに対する包括的な相談支援及び就労支援への対応が求められています。

これらの課題は、原因や背景は多種多様であり、その未然防止と早期発見・早期対策には、地域住民同士による見守りや支え合いのほか、住民と関係団体、行政との連携による地域福祉の推進が必要です。

地域住民の相互扶助機能の低下やつながりの希薄化にあっても、一方では地域課題の解決や地域活性化に向けた市民活動も広がりつつあります。

当市においては、地域包括支援センター⁵や在宅介護支援センター⁶などにより、高齢者等の状況を身近な地域で把握し、相談や支援に対応できる体制が整ってきています。

さらに、「弘前市協働によるまちづくり基本条例」を平成27年3月に制定し、同年4月1日から施行しています。この条例では、まちづくりの基本的な考え方である基本理念や市民などのまちづくりの担い手の役割や仕組みを定めており、市民等・議会・行政が適切な役割分担のもとに協力し合い、地域特性を生かした住民の主体性を尊重した地域社会の実現を目指しています。

これらとあわせて、今後は行政をはじめ関係団体や住民がこれまでに構築してきた既存の相談・支援体制に加え、複雑化・複合化する地域課題に対し、相談者の属性等を問わず受け止め、相談者の属性等を問わず受け止め、相談者を中心として具体的な課題解決を探るとともに、相談者とつながり続けることを目指し、また、それぞれの組み合わせにより、伴走的に支援していく体制の構築を目指していく必要がある。

5 地域包括支援センター：高齢者への総合的な生活支援の窓口となる地域機関。市町村または市町村から委託された法人が運営し、介護予防の拠点として高齢者本人や家族からの相談に対応し、介護、福祉、医療、虐待防止など必要な支援が継続的に提供されるように調整する。

6 在宅介護支援センター：地域の高齢者やその家族からの相談に応じ、必要な保健・福祉サービスが受けられるよう行政機関・サービス提供機関・居宅介護支援事業所等との連絡調整を行う機関。

(3) 地域福祉関連法令等の経緯

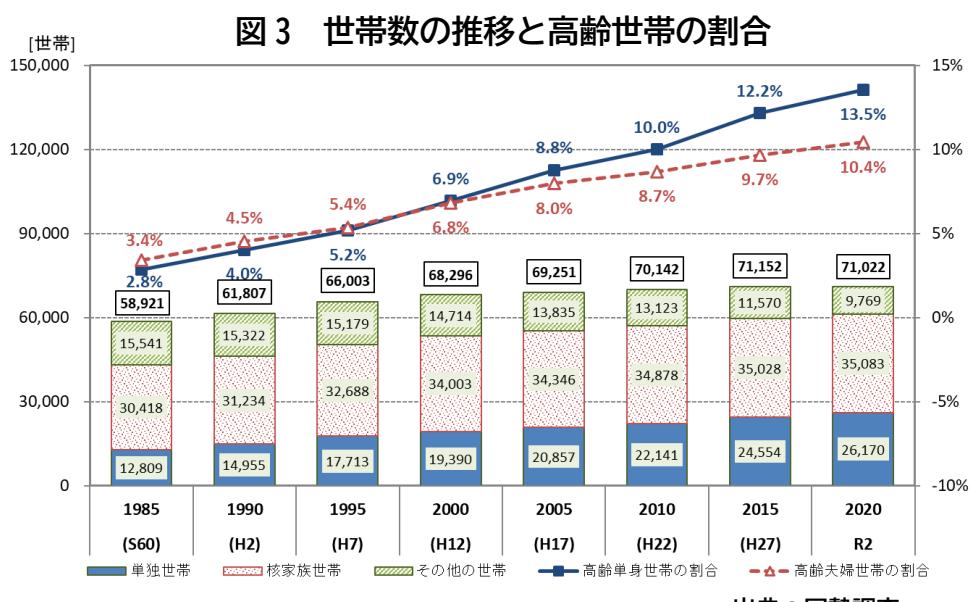
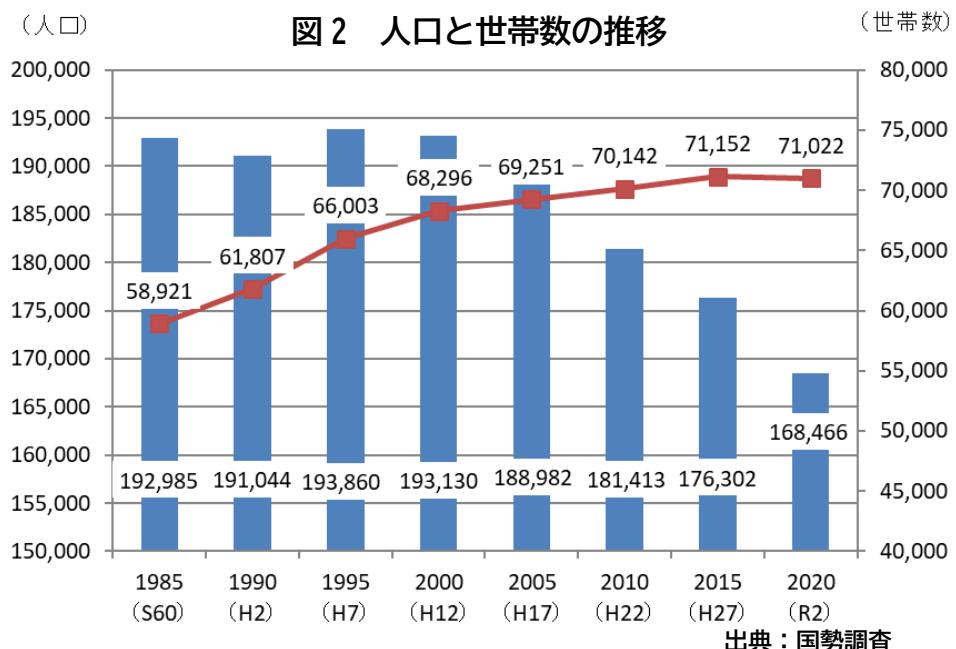
年	内容
平成 5 1993	「国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」の告示 国民の自主性、自発性を尊重しつつ、誰でも、いつでも、気軽にボランティア活動に参加できるよう助成や社会的評価の向上を図るといったボランティア等の福祉活動について示す。
平成 12 2000	社会福祉事業法改正 社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉への要求に対応するための見直しが行われ、「地域福祉の推進」が基本理念の一つとして明確に掲げられる。
平成 27 2015	誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現 -新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン- 国民の抱える福祉ニーズの多様化・複雑化に対応するために、誰もが支え合う地域の構築を目指して策定。新しい地域包括支援体制の確立、生産性の向上と効率的なサービス支援体制の確立、総合的な福祉人材の確保・育成を行う。 生活困窮者自立支援法制定 生活保護に至っていない生活困窮者に対して支援を行うために、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講じる。
平成 28 2016	ニッポン一億総活躍プランの閣議決定 子ども・高齢者・障がい者等すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指す。 「地域共生社会」の具体化を図るため、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を厚生労働省内に設置
平成 29 2017	社会福祉法改正 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定等
令和 3 2021	社会福祉法改正 市町村における包括的な支援体制の構築等に関する改正

2 弘前市の現状

(1) 人口と世帯数の推移

当市の人口は急速に減少しています。世帯の総数は横ばい傾向にあります
が、単独世帯⁷が増加しています。

世帯数に占める割合では、特に高齢単身世帯での増加が顕著となっており、
2000（平成12）年に高齢夫婦世帯を上回って以来、増加傾向が続き、2020
(令和2)年では13.5%に達しています。【図2・図3】



(2) 地域コミュニティの状況

地域コミュニティの核となる町会の加入率は、減少傾向が続いています。

【図4】

また、新型コロナウイルス感染症などの影響を受け、増加傾向にあった「市民参加型まちづくり1%システム支援事業」の事業支援数、交付額は、ともに減少しています。【図5】

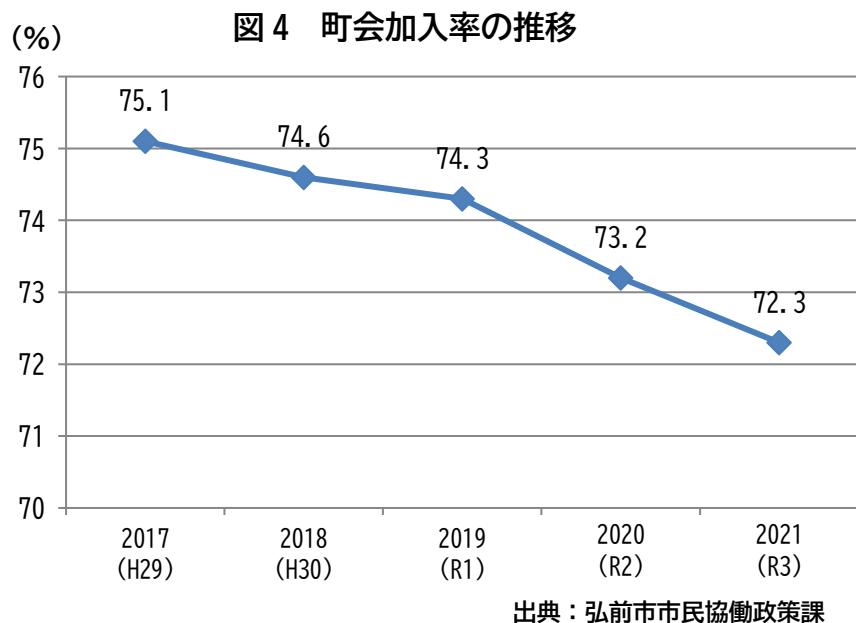
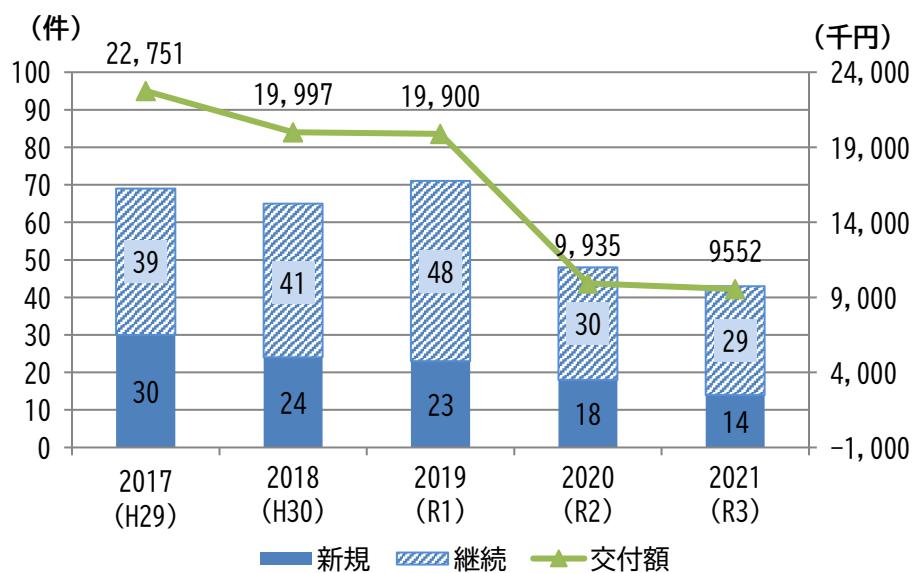


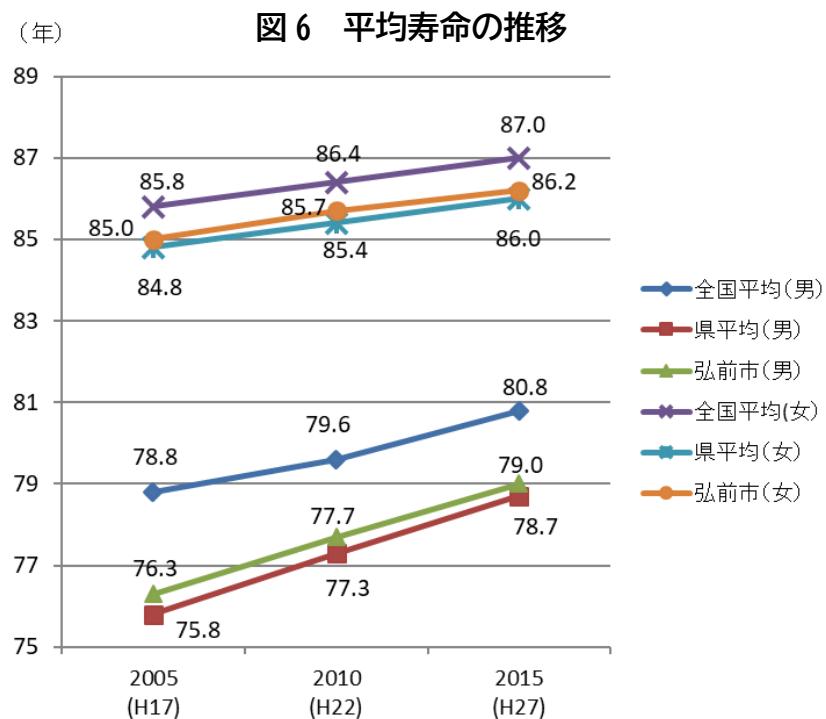
図5 市民参加型まちづくり1%システム支援事業の
事業支援数及び交付額



出典：弘前市市民協働政策課

(3) 平均寿命の推移

当市の 2015 (平成 27) 年の平均寿命は、男性が 79.0 歳、女性が 86.2 歳となっています。平均寿命は男女ともに徐々に伸びていますが、全国平均 (男性 80.8 歳、女性 87.0 歳) と比べると下回っている状況にあります。【図 6】

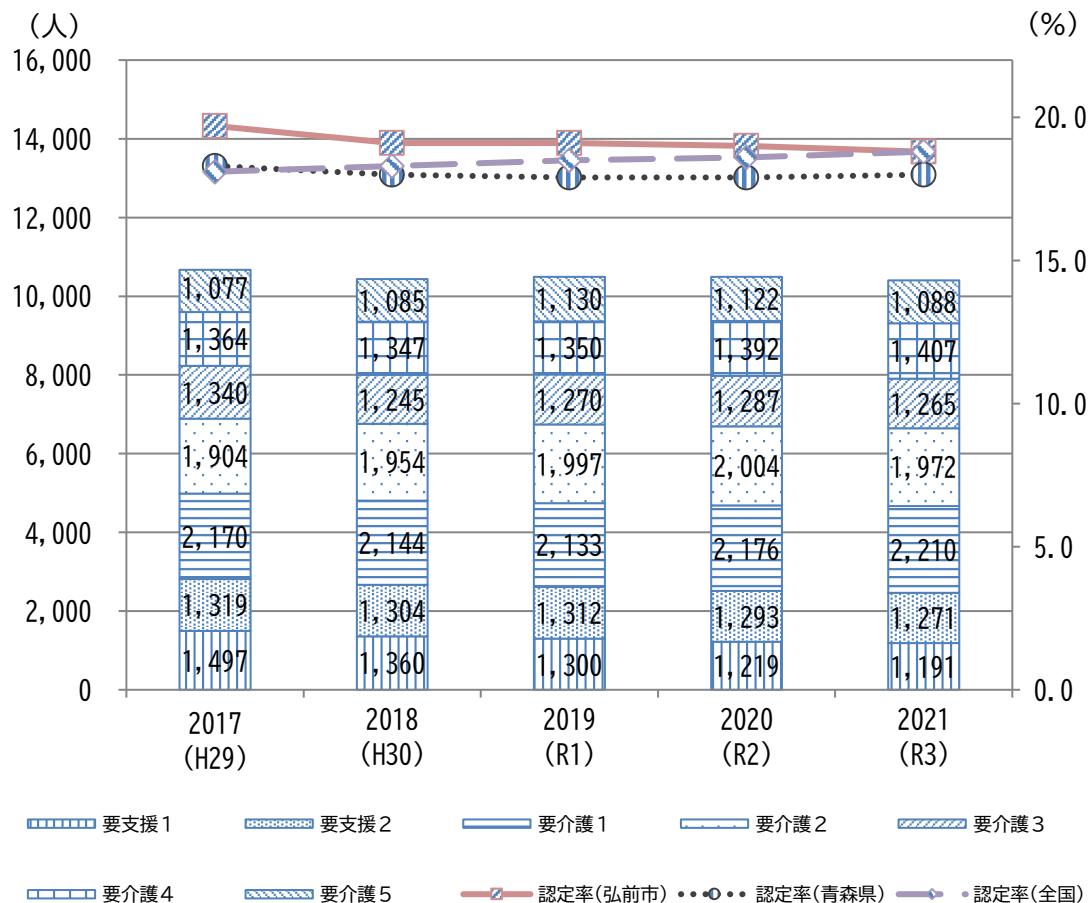


出典：市区町村別生命表

(4) 要介護認定者の推移

当市の要介護認定率は、高い傾向にありました。全国や青森県平均と同程度となっています。また、要介護認定者は、高齢者人口及び高齢化率が増加している中で概ね横ばいとなっています。【図7】

図7 要介護認定者の推移



区分	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
認定者数	10,671	10,439	10,492	10,493	10,404
うち前期高齢者	1,243	1,205	1,169	1,190	1,200
構成比	11.6	11.5	11.1	11.3	11.5
うち後期高齢者	9,216	9,045	9,124	9,125	9,027
構成比	86.4	86.6	87.0	87.0	86.8
うち第2号被保険者	212	189	199	178	177
構成比	2.0	1.8	1.9	1.7	1.7
弘前市の認定率	19.7	19.1	19.1	19.0	18.8
青森県の認定率	18.3	18.0	17.9	17.9	18.0
全国認定率	18.1	18.3	18.5	18.6	18.8

(単位：人)

区分	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
要支援1	1,497	1,360	1,300	1,219	1,191
要支援2	1,319	1,304	1,312	1,293	1,271
要介護1	2,170	2,144	2,133	2,176	2,210
要介護2	1,904	1,954	1,997	2,004	1,972
要介護3	1,340	1,245	1,270	1,287	1,265
要介護4	1,364	1,347	1,350	1,392	1,407
要介護5	1,077	1,085	1,130	1,122	1,088
合計	10,671	10,439	10,492	10,493	10,404

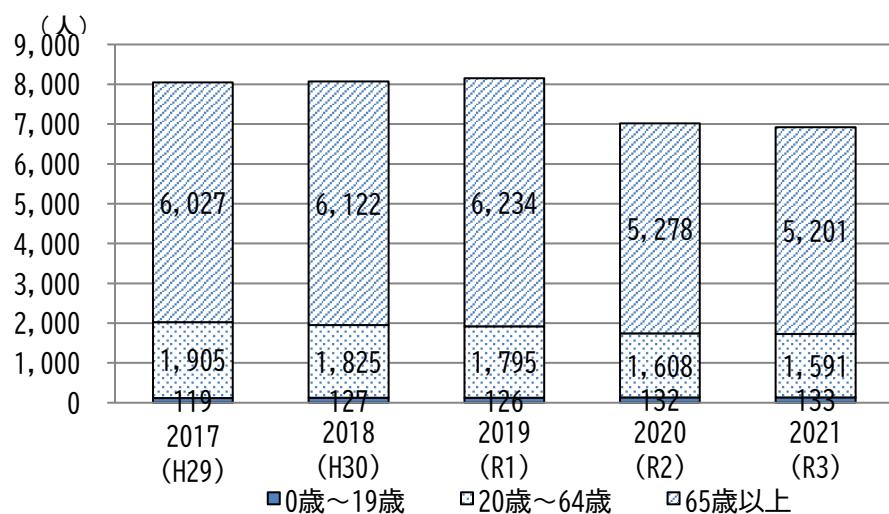
(5) 身体障害者手帳等交付者数の推移

① 身体障害者手帳交付者数

身体障害者手帳交付者数は、平成 29 年度の 8,051 人から令和 3 年度では 6,925 人となっています。

年齢別でみても、全体として減少傾向にあります。【図 8】

図 8 身体障害者手帳交付者数の推移

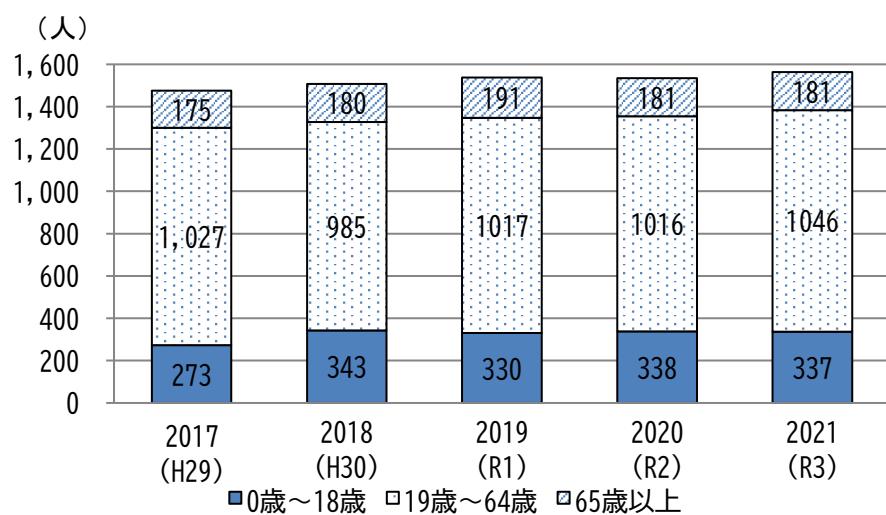


出典：社会福祉の概況

② 愛護手帳（知的障がい者）交付者数

愛護手帳交付者数は、平成 29 年度の 1,475 人から令和 3 年度の 1,564 人と増加傾向にあります。【図 9】

図 9 愛護手帳交付者数の推移

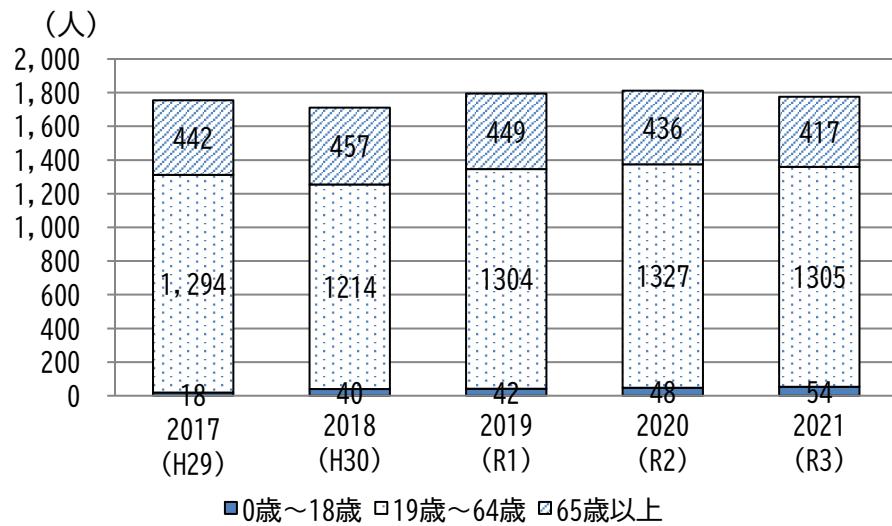


出典：社会福祉の概況

③ 精神障害者保健福祉手帳交付者数

精神障害者保健福祉手帳交付者数は、平成 29 年度では 1,754 人から令和 3 年度では 1,776 人となり、ほぼ横ばいとなっています。【図 10】

図 10 精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移



出典：社会福祉の概況

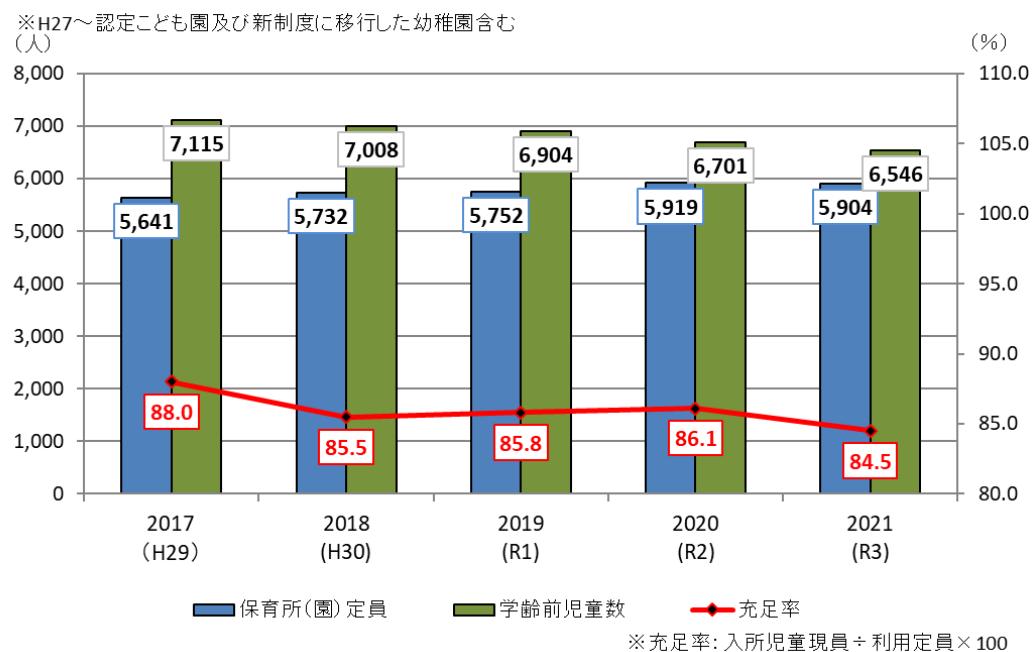
(6) 保育所（園）等の定員・充足率、学齢前児童数の推移

学齢前児童数（0歳～5歳）の推移をみると、平成29年度から引き続き減少傾向にあります。

保育所（保育園・認定こども園及び新制度に移行した幼稚園含む）等の状況では、学齢前児童数はほぼ横ばいとなっていますが、平成27年度に子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、本制度に移行した幼稚園などの定員が集計に含まれたことから定員は増加しております。

また、充足率は平成24年度から平成26年度までは100%前後で推移していましたが、前述のとおり、子ども・子育て支援制度の開始に伴い、定員が増加したため、平成27年以降は80%台で推移しています。【図11】

図11 保育所(園)の定員・充足率、学齢前児童数の推移

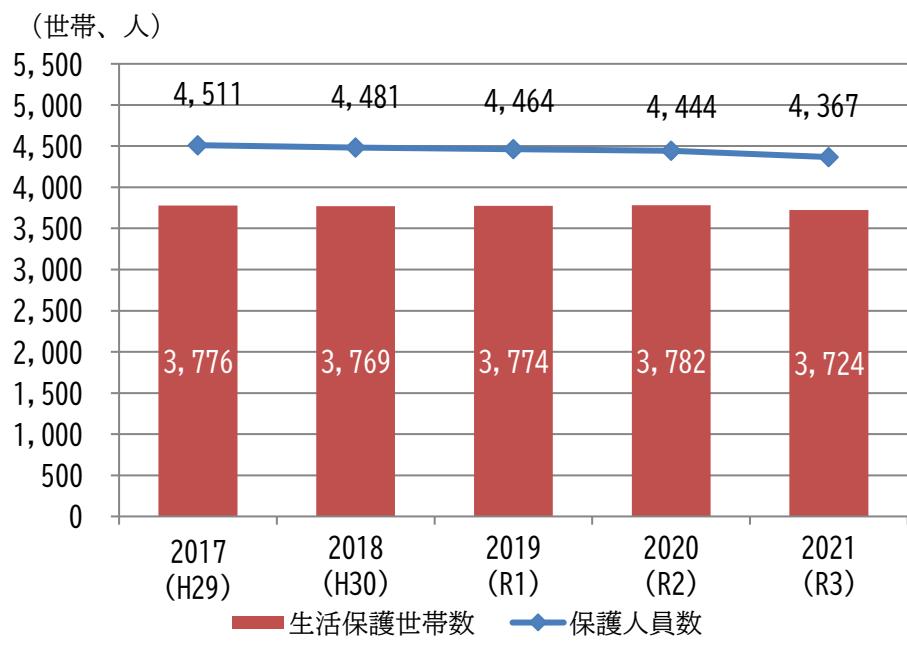


出典：社会福祉の概況

(7) 生活保護世帯の状況

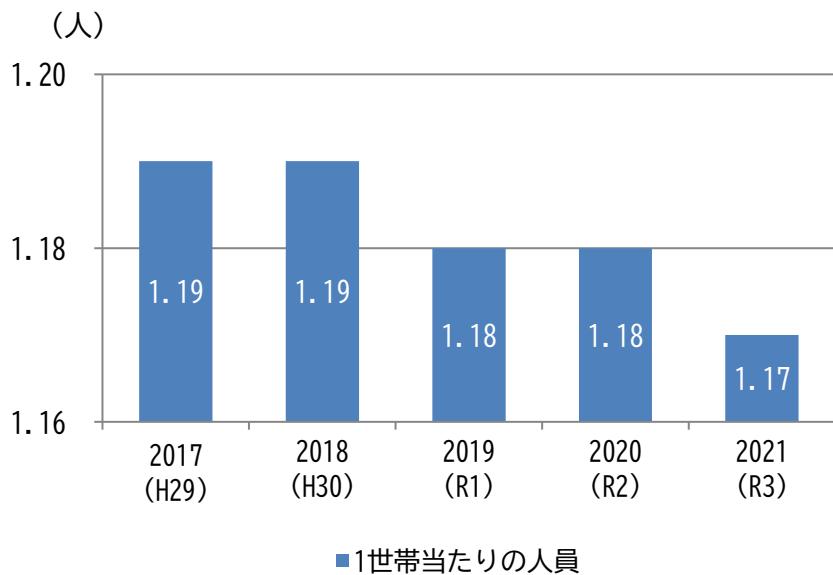
生活保護世帯数及び保護人員数は増減があるものの、概ね横ばいとなっています。また、生活保護一世帯当たりの人員が減少傾向にあり、単身世帯の増加がみられます。【図12・13】

図12 生活保護世帯数及び保護人員数の推移（月平均）



出典：社会福祉の概況

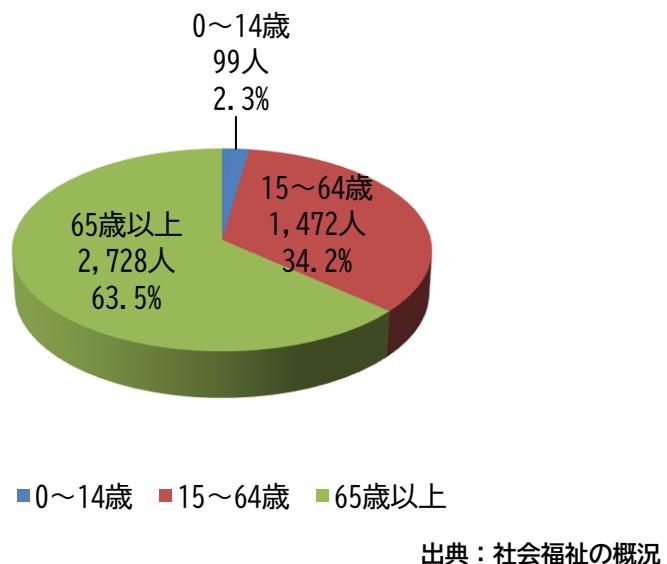
図13 生活保護世帯1世帯当たりの人員の推移（月平均）



出典：社会福祉の概況

年齢別の保護人員をみると、65歳以上の高齢者の割合が約6割を占めています。（令和4年4月現在）【図14】

図14 年齢別被保護人員構成（2022.4月現在 合計4,299人）

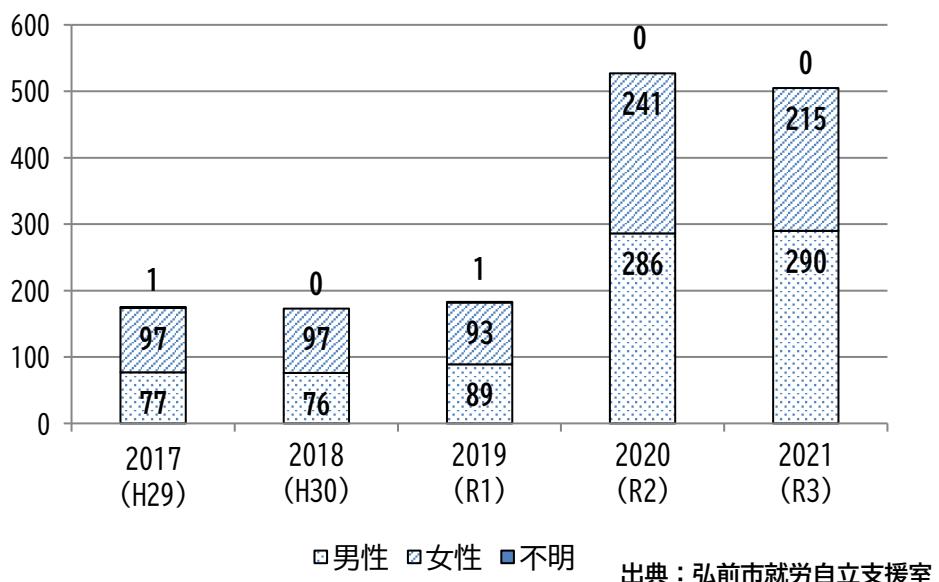


(8) 自立相談支援事業の状況

平成 27 年度から始まった自立相談支援事業は、令和 2 年度より集計方法を改め、生活保護受給者からの相談も含めていることから総数が増加しております。【図 15】

(件)

図 15 自立相談支援事業新規相談件数の推移



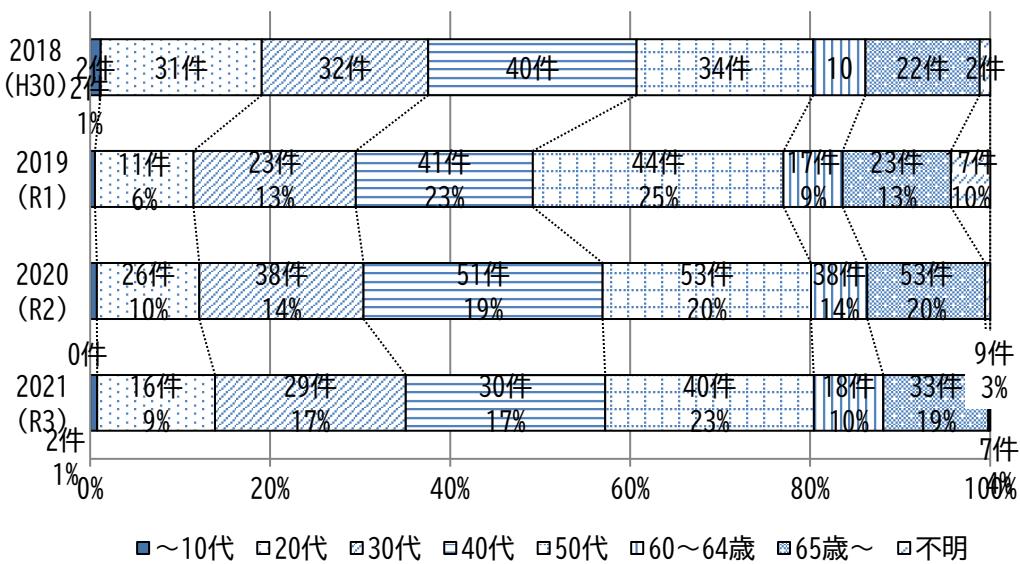
□男性 □女性 □不明

出典：弘前市就労自立支援室

年齢別では、各年度において 40～50 代の割合が高くなっています。

【図 16】

図 16 自立相談支援事業新規相談の年齢別構成比



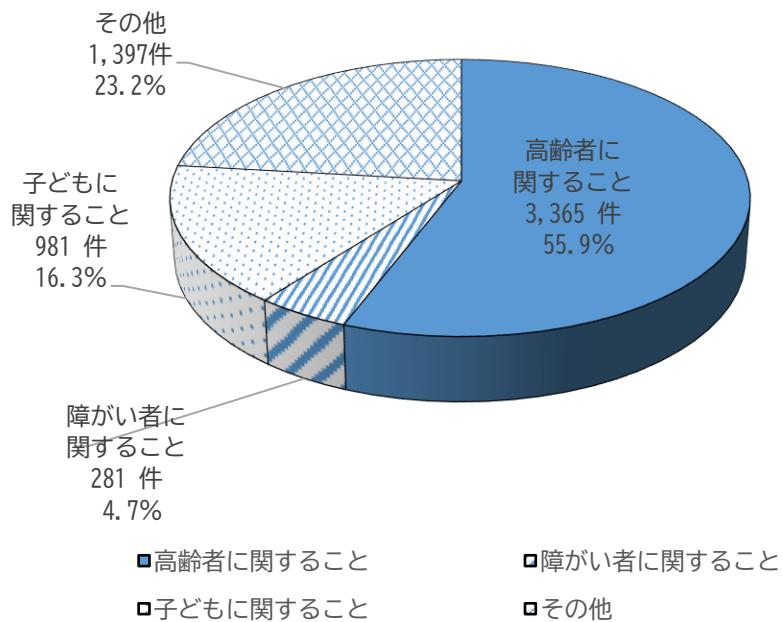
■～10代 □20代 □30代 □40代 □50代 □60～64歳 □65歳～ □不明

出典：弘前市就労自立支援室

(9) 民生委員⁸・児童委員⁹の活動状況

民生委員・児童委員（以下、「民生委員等」という。）が行う相談・支援内容の分類をみると、高齢者に関することが最も多く、55.9%を占めています。【図17】

図17 民生委員・児童委員の相談・支援内容（令和3（2022）年度）



出典：社会福祉の概況

7 単独世帯：世帯構造の分類（世帯の家族類型の区分）の一つで、世帯員が一人だけの世帯。「単身世帯」ともいう。

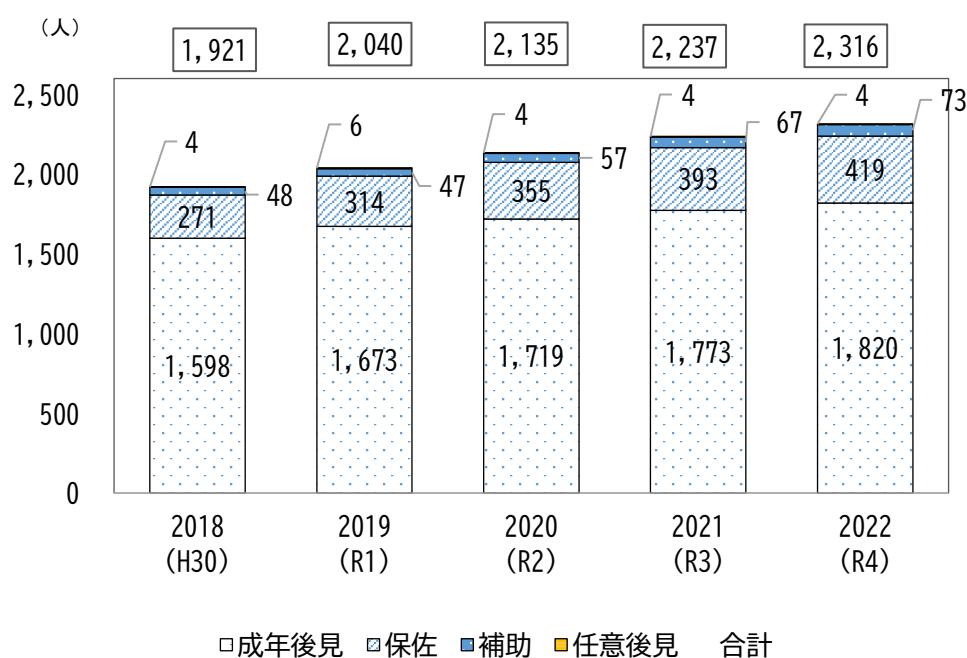
8 民生委員：厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々。「児童委員」を兼ねる。（根拠法：民生委員法）

9 児童委員：地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。（根拠法：児童福祉法）

(10) 成年後見制度¹⁰利用の推移

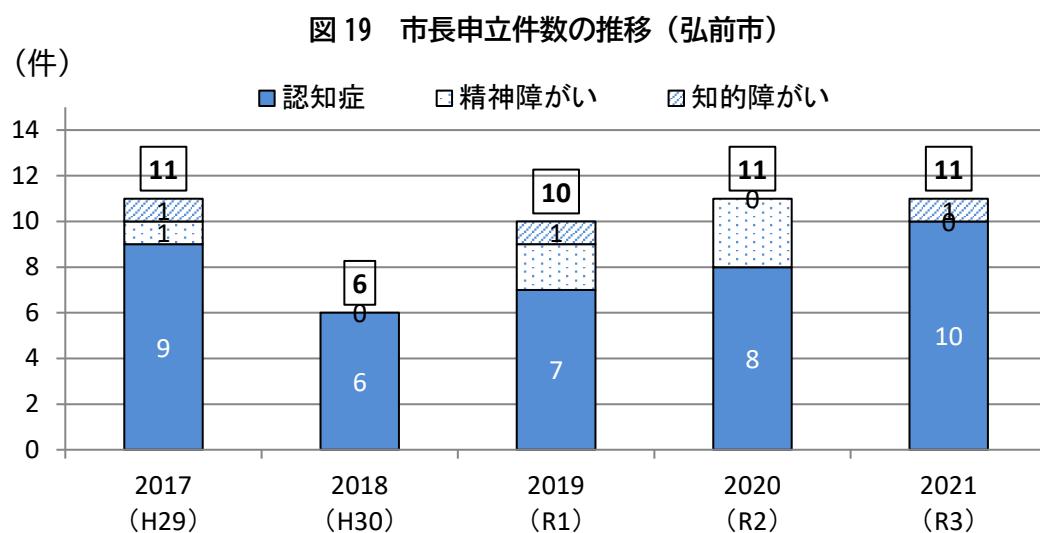
成年後見制度の利用者数が年々増加しており、令和4年8月末日時点の青森県内の利用者数は2,316人で、このうち成年後見が1,826人と最も多く、次いで保佐が419人となっております。【図18】

図18 成年後見制度利用者数の推移（青森県）



出典：社会福祉の概況

また、成年後見制度の利用が必要な状況であるにも関わらず、本人や家族ともに申立を行うことが難しい場合など、特に必要があるときは市町村長が申し立てすることができるとされており、当市の市長申立件数は、年度での増減はあるものの、増加傾向にあります。【図19】



出典：社会福祉の概況

※毎年8月末日時点の本人数。

※成年後見制度の利用者数とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。

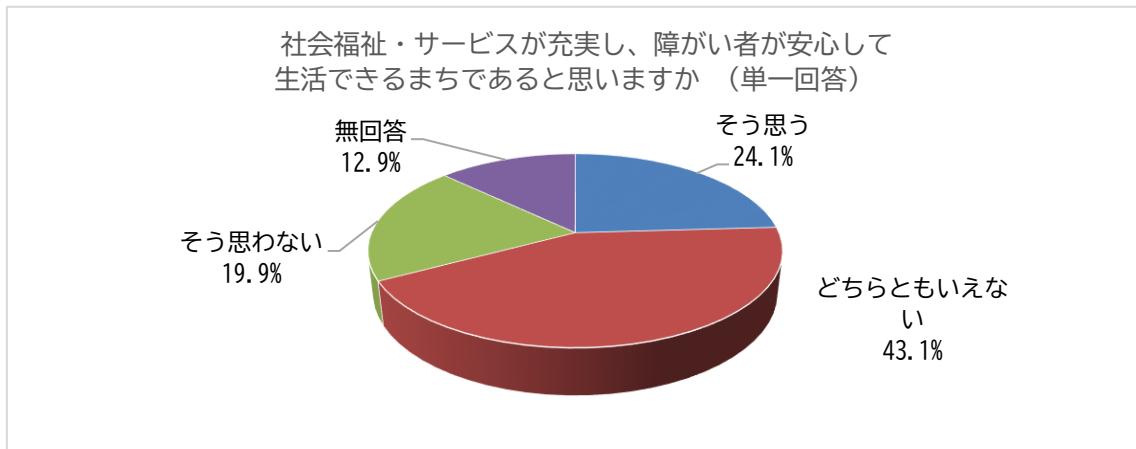
10 成年後見制度：認知症・知的障がい・精神障がいなどによって判断能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。

3 地域福祉に対する市民の声

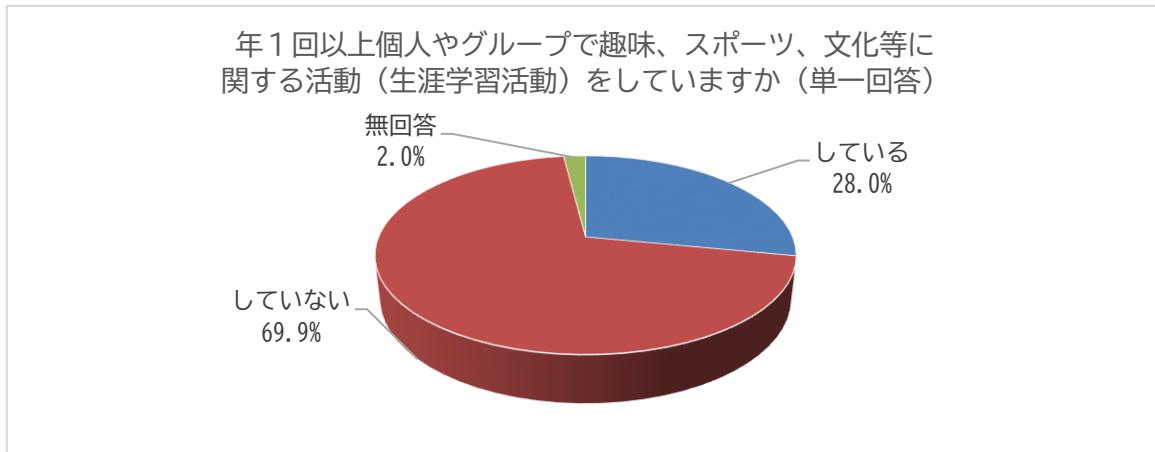
(1) 弘前市市民意識アンケート

令和4年(2021)度に実施した「弘前市市民意識アンケート」(対象者2,460人、回答者数1,986人、回収率80.7%)の調査では、地域福祉等の実態について、以下のような回答が得られました。

社会福祉・サービスが充実し、障がいがある方が安心して生活できるまちであると思う市民の割合が24.1%となっています。

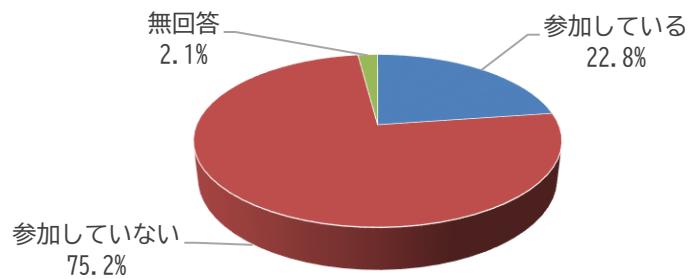


生涯学習活動をしている市民は28.0%で、していない市民の割合が高くなっています。



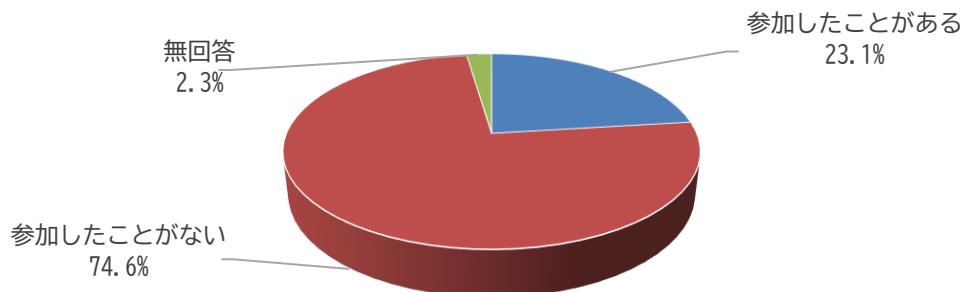
町会や公民館、PTA・NPO・ボランティア団体などの地域の活動や行事に参加している市民は22.8%で、参加していない市民が多くの割合を占めています。

町会や公民館、学校（コミュニティ・スクールの活動を含む）やPTA・NPO・ボランティア団体、企業などが行う地域の活動やイベントに参加していますか（単一回答）



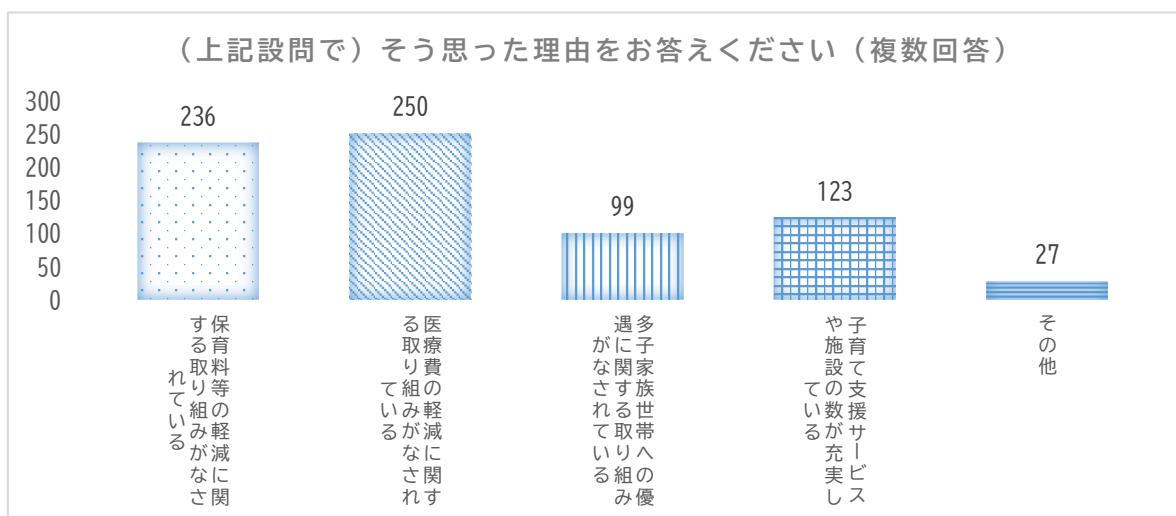
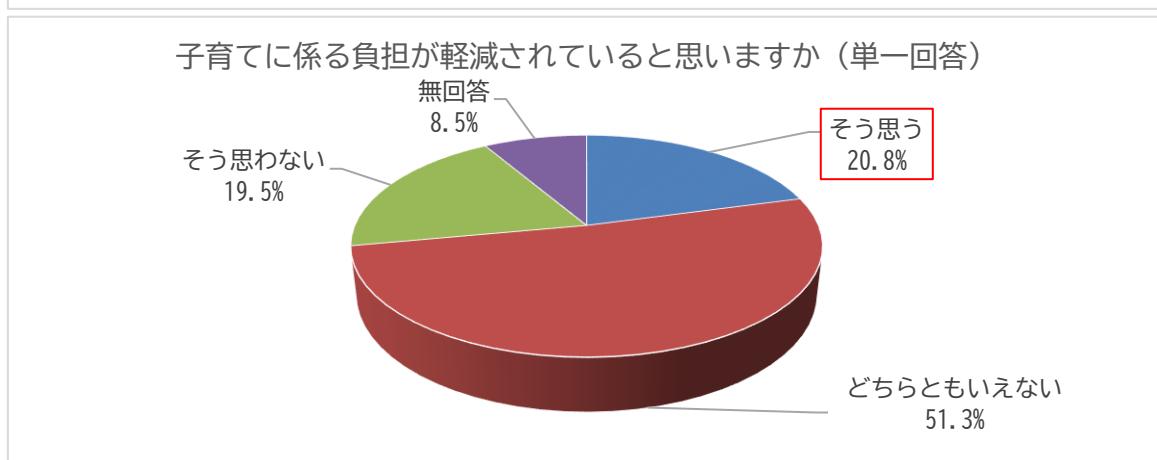
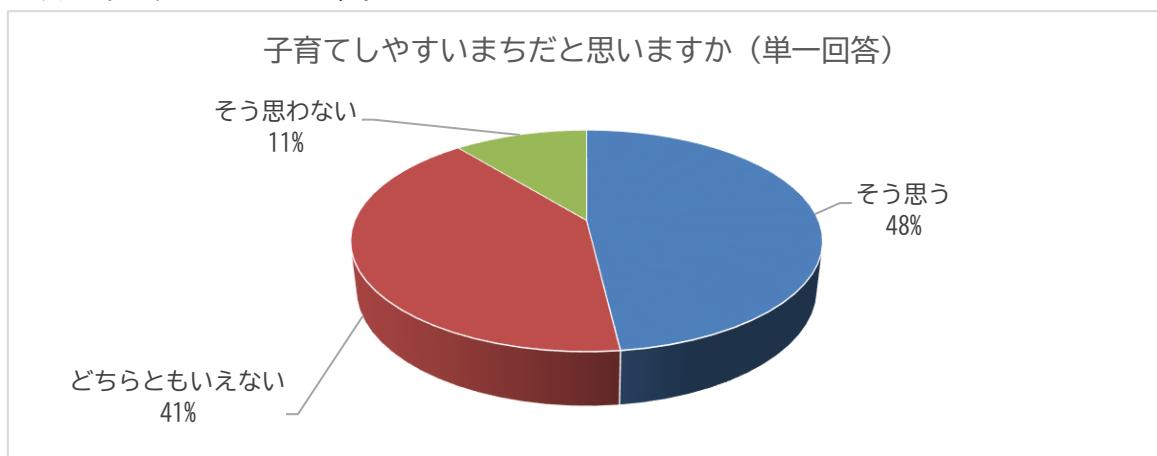
子どものための体験活動やラジオ体操などの育成活動・地域行事に参加したことのある市民は23.1%となっています。

青少年の健全育成活動*に参加したことがありますか（単一回答）

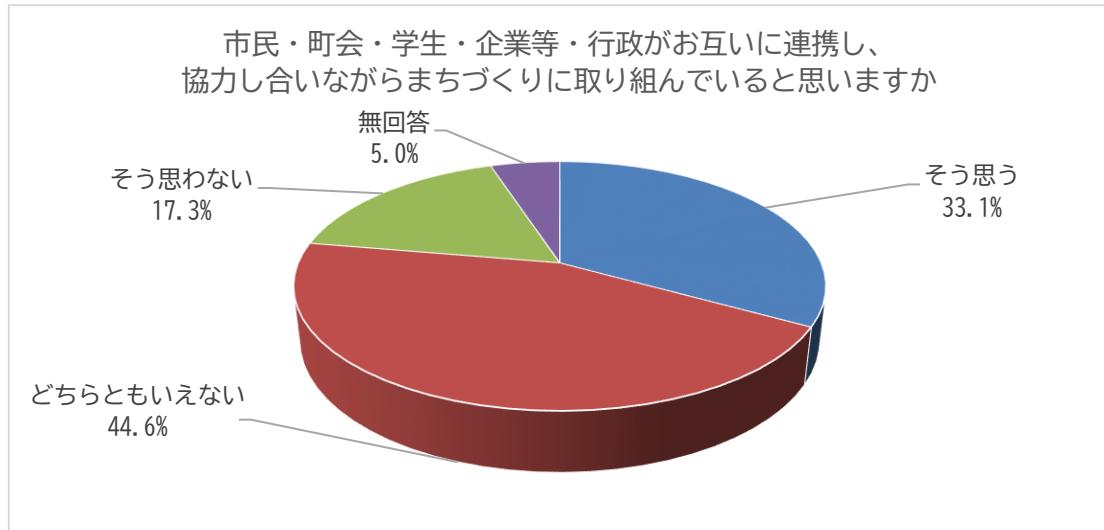


*子どものための体験活動やラジオ体操などの育成活動・地域行事をいいます

子育てしやすいまちだと感じている市民の割合は48.0%となっています。
 また、子育てに係る負担が軽減されていると感じている市民の割合は20.8%となっており、その理由としては、「医療費の軽減に関する取り組みがなされている」、「保育料等の軽減に関する取り組みがなされている」と答えた方が多くなっています。



市民と行政が同じ目的を持ち、パートナーとして、まちづくりに取り組んでいることに「満足」と回答した市民の割合が33.1%で、「どちらともいえない」と感じている市民は44.6%まで減少しました。



令和2年度より続く新型コロナウイルス感染症の影響から、様々な活動が制限されており、地域福祉活動をはじめ市民参加などに参加できる機会が減少した結果が市民意識アンケートにおける減少として浮き彫りとなっていると考えられます。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響にはありますが、今後は感染拡大防止に最大限の注意を払いながら、順次活動を行っていくこととしていることから、今後も推移を注視してまいります。

(2) 弘前市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

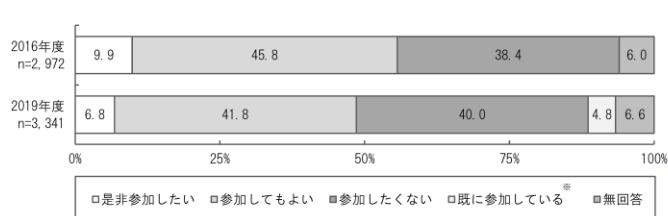
令和2(2020)年度に高齢者を対象に実施した「弘前市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(対象者5,210人、有効回答者数3,509人、有効回収率67.4%)」では、高齢者等の状況について、以下のような回答が得られました。

グループ活動等に参加をしてみたいと思う割合は、一般高齢者が48.6%、要支援者¹¹は27.9%で、要支援者に比べて一般高齢者の参加意向は高くなっています。

一方で、企画・運営として参加してみたいかをたずねたところ、参加してみたいと答えた方の割合は、一般高齢者が30.0%、要支援者は13.7%で、参加したくないと答えた方の割合は、一般高齢者が57.5%、要支援者は67.3%となっています。

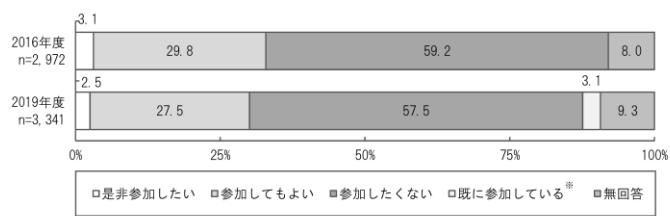
一般高齢者

問5-(2) 参加者としてグループ活動等に参加してみたいか(経年比較)



※2016年度の選択肢には『既に参加している』はありません。

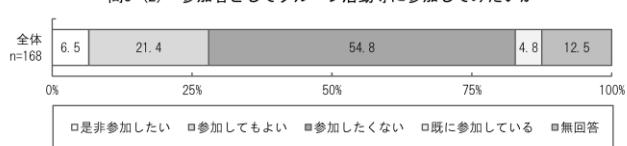
問5-(3) 企画・運営としてグループ活動等に参加してみたいか(経年比較)



※2016年度の選択肢には『既に参加している』はありません。

要支援者

問5-(2) 参加者としてグループ活動等に参加してみたいか



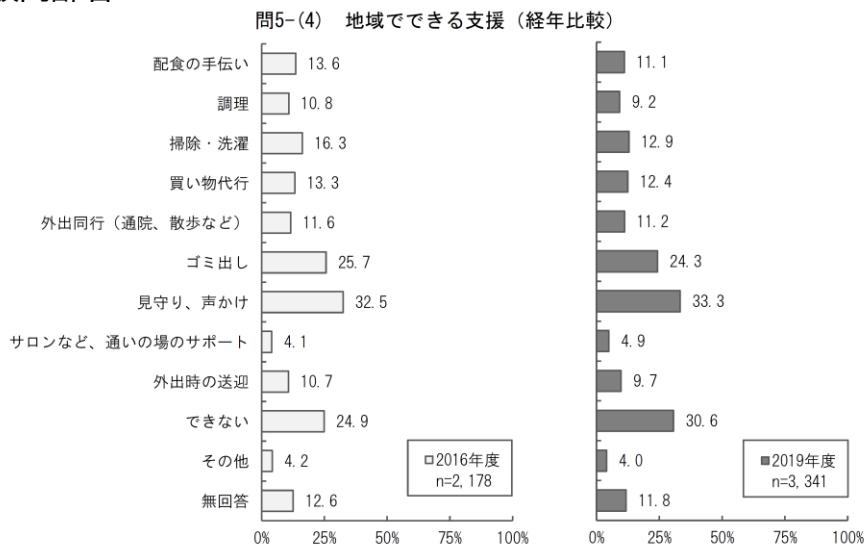
問5-(3) 企画・運営としてグループ活動等に参加してみたいか



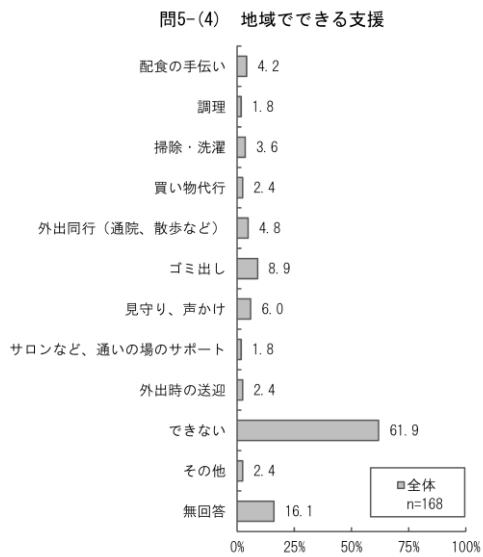
自分が地域でできると感じている活動では、一般高齢者は「見守り、声かけ」のほか、「ゴミ出し」の割合が高くなっています。

また、要支援者においても割合は少ないものの、地域でできると思っている活動が多岐にわたっています。

一般高齢者



要支援者



11 要支援者：アンケート調査の集計上、何らかの介護や支援が必要と回答した65歳以上の人と定義している。なお、一般高齢者は要支援者以外を指す。

(3) 市政懇談会等

このほか、市政懇談会で出された“地域福祉”に関する主な意見は以下のとおりです。

なお、市政懇談会は新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度は中止、令和3年度及び4年度は書面開催となっております。

- 孤独死が増えているように感じている。安否確認などに何か良い方法がないか教えていただきたい。(市政懇談会)
- 一人暮らしの高齢者宅の除排雪について、ボランティアで除雪しているが、近年、作業量が増加し担い手も引き受け続けてくれるか不安があるので、対策等を検討してほしい。(市政懇談会)

4 現状からみえる課題

現状から、地域課題とそのニーズに大きな変化はなく、むしろ少子高齢化の進行により、求められる支援がより多様化、明確化してきている。

このため、これまでの課題に対する対策等を継続するとともに、個別の課題を複合的な視点から検討していく必要がある。

○相談を包括的に受け止めるための体制の構築

子どもから高齢者までライフスタイルやライフステージに応じて健康でいきいきと生活をおくることができるよう、市では、子育て分野、障がい分野、高齢分野など各分野において、福祉サービスの提供や相談に対応しています。

しかし、最近では、介護と育児を同時に使う「ダブルケア」や自立できない事情を抱える50代の子を80代の親が支えるという親子の課題「8050」などの複合的な課題もあります。これまでの体制に加え、既存の制度では支援を受けることのできない方をしっかりと地域で把握し、必要に応じた支援を行うための体制構築が求められています。

- ・生活困窮や引きこもりなど、多様化する地域課題に的確に対応する。
- ・「待ち」の姿勢ではなく、早期発見・早期支援の対応を行う。
- ・分野別・年齢別等の「縦割り」から「まるごと」へ転換が求められている。
- ・医療・介護・予防・住まい・生活支援の包括的な支援を行う。
- ・分かりやすい情報発信を検討のうえ実施する。

➤ 制度の狭間への対応など各分野横断的に対応可能な体制の構築

○すべての人が参加する相互扶助の実現

高齢者を対象とした「弘前市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、高齢者自身が地域ができると思っている活動について質問したところ、割合としてはあまり多くはありませんでしたが、その活動内容は「見守り・声かけ」「ゴミ出し」「掃除・洗濯」など多岐にわたっています。

高齢者や障がい者は、支援される側として捉えられがちですが、能力・知識や経験を生かすことで、支援の受け手が別の場面では支援する側になります。包括的な支援の需要が見込まれる中においては、このような多様な主体の連携体制の構築が求められています。

- ・「支え手」「受け手」の関係を超えて支え合う。

- ・家族や地域における相互扶助機能の低下、地域住民のつながりの希薄化への対応が求められている。
- ・地域住民が気軽に利用できる福祉活動の交流拠点づくりが必要である。

➤ 自助・互助・共助・公助を基本とした地域福祉の推進

○地域や福祉を担う人材の育成

「弘前市市民意識アンケート」の調査では、町会や公民館、PTA・NPO・ボランティア団体などの地域の活動や行事に参加している市民は約2割となっており、地域コミュニティの核となる町会の加入率は減少傾向にあります。

新型コロナウイルス感染症の影響から、市民参加型まちづくり1%システム支援事業の事業支援数は減少しているため、感染症に配慮しながら市民主体による地域課題の解決や地域活性化に向け検討していく必要があります。

地域で自立した生活を送るためには、行政によるサービス提供に加え、地域での自主的・主体的な活動も必要です。人口減少や少子高齢化の進行により、介護や医療といった福祉サービスを必要とする方は増加することが見込まれます。質と量をともに維持・確保していくために、人材（担い手）の育成は喫緊の課題ともいえます。

- ・人口減少による地域の人材（担い手）不足の顕著化と地域基盤の脆弱化への対応が求められている。
- ・地域活動への関心の低下を改善するための対策をとる。
- ・地域活動と地域活動への参加を希望する地域住民とのミスマッチングを解消するための対策をとる。
- ・自主的な活動による地域コミュニティの活性化へ向けた働きかけを行う。

➤ 地域コミュニティの活性化や新たな人材の発掘

○個人に寄り添った福祉サービスの提供

市の平均寿命は全国平均より短い状況にありますが、男女とも延伸傾向にあり、高齢期を健康でいきいきとした生活を送るために、健康寿命を延伸させていくことが重要です。

当市では、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）になる2025年には、人口の5人に1人が後期高齢者になると見込まれており、自立支援介護の推進に向けた取組を継続していますが、引き続き、介護予防と日常的な健康づくり活動を

推進する必要があります。また、高齢化がさらに進行することにより、認知症高齢者等の増加も見込まれます。そのため、認知症の方や障がいがある方が地域で安心して暮らすことができるよう、適切な財産管理や福祉サービス等の契約など、成年後見制度の活用を含めた権利擁護体制の充実を図る必要があります。

- ・健康で生きがいのある生活が送れるサービスの提供を行う。
- ・高齢化に伴い高齢単身世帯や高齢夫婦世帯が増加している。
- ・住み慣れた地域で暮らすために必要とされるサービスの提供を行う。
- ・高齢者・障がい者・児童の横断的な福祉施設の活用を促進する。

➤ 支援を必要とする人の権利が尊重され、適切なサービスを受けられる体制の整備

◎ 今後はこれら4つの課題と対応について、行政をはじめ、関係団体や住民がこれまでに構築してきた既存の相談・支援体制のさらなる活用に加え、複雑化・複合化する地域課題に対し、相談者の属性等を問わず受け止め、相談者を中心として具体的な課題解決を探るとともに、相談者とつながり続けることを目指し、また、それぞれの組み合わせにより、伴走的に支援していく体制の構築を目指していく必要がある。

第3章 基本理念と基本目標

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 施策の体系
- 4 施策と評価指標

1 基本理念

ともに支え合い

誰もがいきいきと暮らせる

地域共生社会の実現

地域の一人ひとりが

住み慣れた地域¹²で

互いを認め、支え合いながら

ともに生きるまちを目指します。

12 概ね中学校区程度のエリアを指す。

2 基本目標

地域共生社会の実現に向けた地域福祉を推進していくために、以下の目標を掲げるとともに、複雑化・複合化する支援ニーズに対応するための支援体制構築の推進に努めてまいります。

基本目標1 社会全体で支える仕組みの構築

地域において、世帯まるごとの課題解消や社会的孤立の予防のため、福祉以外の分野との協働も含めた包括的な相談体制の構築や社会参加を促進するための社会基盤の整備に努めます。

基本目標2 地域で支え合う環境づくりの促進

地域において、誰もが役割を持ちお互いに支え合っていくことができる地域共生社会の創造と、地域での福祉活動を行うための環境の整備を進めていきます。

基本目標3 地域福祉を支える担い手の育成・確保

地域において、福祉活動を推進できる人材の育成や住民一人ひとりの意識の向上を推進するとともに、地域コミュニティの活性化や新たな社会資源の掘り起こしを行います。

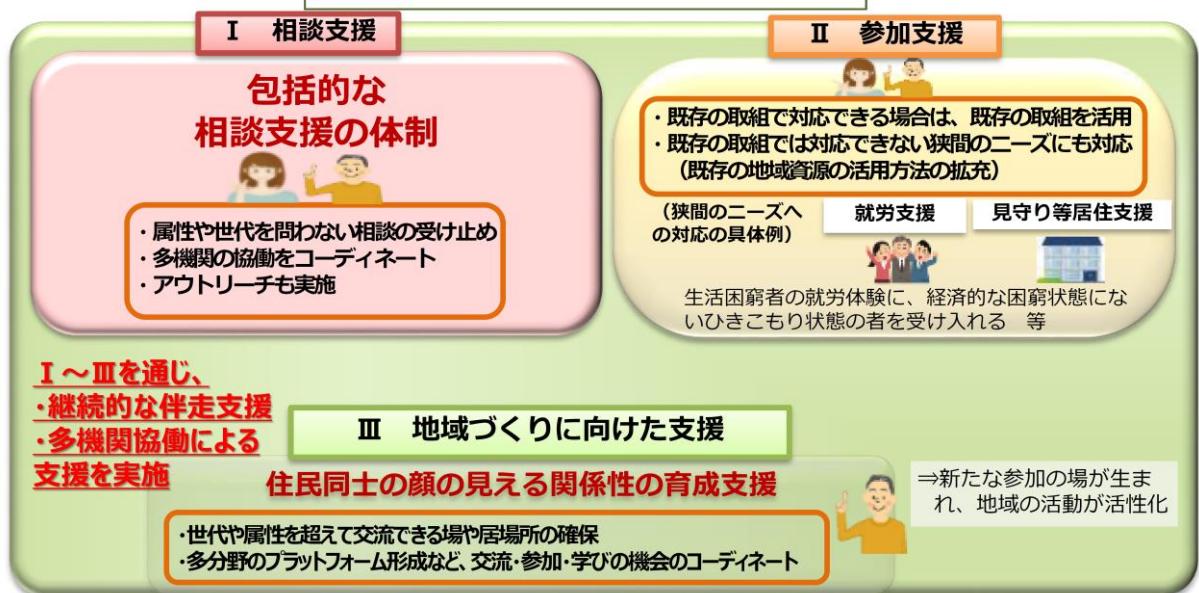
基本目標4 包括的なサービスの提供

高齢者や障がい者、子どもや子育てをする人、生活困窮者など全ての個人の権利が尊重され、誰もが公平かつ適切な福祉サービスを受けられる体制の充実を図ります。

3 施策の体系

国では、既存の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の一体的な実施による包括的な支援体制の構築を求めております。

厚生労働省社会・援護局地域福祉課 地域共生社会推進室資料より抜粋



本計画では、基本理念を実現するため、国が求める新たな支援体制の構築を推進するとともに、新たな支援体制の仕組みと基本目標との連携を図ることとして、下記の施策体系で取り組みます。

基本理念

ともに支え合い 誰もがいきいきと暮らせる 地域共生社会の実現

新たな支援体制の構築

相談支援

参加支援

地域づくりに向けた支援

目標や取組との連携による支援強化

基本目標1 社会全体で支える仕組みの構築

- 1) 相談体制の充実と関係機関の連携強化
- 2) 保健・医療・福祉の一体的連携
- 3) 情報提供体制の充実

基本目標2 地域で支え合う環境づくりの促進

- 1) 地域課題の解決力の強化
- 2) 地域での見守りと助け合いネットワークの充実
- 3) 災害時の要支援者の把握と支援体制の整備

基本目標3 地域福祉を支える担い手の育成・確保

- 1) 福祉意識の醸成
- 2) 多様な担い手の育成
- 3) 地域行事等を通じた市民交流の促進

基本目標4 包括的なサービスの提供

- 1) 健康寿命の延伸
- 2) 自立支援と権利擁護の推進
- 3) きめ細かなサービスの提供と質の向上
- 4) 社会活動への参画支援

4 施策と評価指標

基本目標 1　社会全体で支える仕組みの構築

1) 相談体制の充実と関係機関の連携強化

既存の相談支援機関では対応が難しい複合的で複雑な課題や制度の狭間に
ある課題等に対応するため、福祉分野以外との連携も強化し、相談支援体制の充実を図ります。

2) 保健・医療・福祉の一体的連携

赤ちゃんから高齢者、障がいがある方など全ての人が、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、包括的な支援体制の構築を目指します。

3) 情報提供体制の充実

市民が安心して福祉サービスを利用できるよう、各種制度のPRや福祉に関する情報やサービスの提供について、広報、ホームページ、SNS等の充実や、福祉関係団体等からの情報発信を行います。

◎評価指標

評価指標	基準値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和8年度 (2026年度)
支援により生活保護に至らなかった割合	98.7%	99.1%
広報活動により情報を入手し行動に移した (役に立ったと思った) 割合	68.4%	71.2%

基本目標2 地域で支え合う環境づくりの促進

1) 地域課題の解決力の強化

地域での生活課題を住民等自らが把握し解決を試みることができるよう、様々な分野の住民が相互に交流できる機会の提供や、地域での福祉活動を活性化させていくための研修会等を開催し、地域の住民全てが参加・協働する地域を創ります。

2) 地域での見守りと助け合いネットワークの充実

地域住民による見守り等の福祉活動への積極的な参画を促進するとともに、居場所づくりや民生委員等への活動支援を行い、住民同士が支え合う地域活動の活性化を図ります。

3) 災害時の要支援者の把握と支援体制の整備

地域との連携により、避難行動要支援者の把握や個別避難計画の策定を推進するほか、福祉避難所や福祉的な支援を要する方の避難対応など、地域における防災体制の充実を図ります。

◎評価指標

評価指標	基準値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和8年度 (2026年度)
市民参加型まちづくり 1%システム支援事業における新規事業の採択数（4年間の平均値）	20件	30件
「高齢者ふれあい居場所」の開設数	49箇所	70箇所

基本目標3 地域福祉を支える担い手の育成・確保

1) 福祉意識の醸成

地域における福祉活動を推進するため、地域に出向いての福祉に関する講座の実施や、高齢者疑似体験を実施することにより、福祉を必要とする人への理解と思いやりの心を育てます。

2) 福祉の担い手づくり

人材の育成や担い手の確保のため、成年後見の申立件数の増加に対応できる体制の構築や市民への福祉に関する総合相談、ボランティアの養成などの福祉活動への参加促進、男女共同参画の推進のほか、高齢者の就労機会創出に伴う関係団体への助成や支援を行います。

地域で活動する団体の情報の集約化に努め、福祉活動を展開する団体はもとより、福祉分野以外の活動をしている団体と連携できる仕組みを研究し、地域を担う人材の発掘を行います。

3) 地域行事等を通じた市民交流の促進

世代を超えた交流を進め、高齢者の認知症の予防や高齢者等の外出機会の創出による引きこもりの予防と生きがいづくりに取り組み、地域コミュニティの活性化を促進します。

◎評価指標

評価指標	基準値 (令和3年度) (2021度)	目標値 令和8年度 (2026年度)
市民後見人等養成研修の受講者数（累計）	63人	90人
町会や公民館、学校（コミュニティ・スクールの活動を含む）やPTA、NPO・ボランティア団体、企業などが行う地域の活動やイベントに参加している市民の割合	25.1%	35.0%

基本目標4　包括的なサービスの提供

1) 健康寿命の延伸

各種健（検）診や保健指導を行い、疾病予防及び早期発見・早期治療を促すとともに、健康で暮らせる生活習慣の定着に向けた取組を推進し、健康寿命の延伸を図ります。

2) 自立支援と権利擁護の推進

住み慣れた地域で暮らせるよう、支援を必要とする人が適切な福祉サービスを受けられる体制の整備や、虐待等の防止に係る取組を推進します。

3) きめ細かなサービスの提供と質の向上

地域住民一人ひとりが求める福祉ニーズに適切に対応するとともに、福祉サービスの質の向上を図り、複合的な課題にも対応した利用しやすいサービスの提供体制を構築します。

4) 社会活動への参画支援

高齢者や障がい者など、市民の誰もが積極的に社会活動に参画することができるよう、生活する上での移動に制約を受けないで安全・安心・快適に暮らせるまちづくりを推進します。

◎評価指標

評価指標	基準値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和8年度 (2026年度)
健康づくり活動者数（延べ）〔人・企業〕	人：1,699人 企業：77件	人：2,639人 企業：97件
障がい者が安心して生活できるまちであると思う市民の割合	24.3%	30.0%

第4章 第二期弘前市成年後見制度利用促進基本計画

- 1 計画の策定にあたって
- 2 成年後見制度利用に関する現状
- 3 成年後見制度利用促進にあたっての基本的な考え方
- 4 計画の策定によりめざす姿

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景と目的

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人について、その人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで法律的に支援する制度です。

団塊の世代が全て 75 歳の後期高齢者となる令和 7 年度には、75 歳以上が全人口の 18% となると見込まれ、少子高齢化の進行や高齢者世帯の核家族化などに伴い、地域コミュニティの希薄化による地域の支え合いの低下が懸念されています。また、認知症高齢者の増加や知的・精神障がい者の親亡き後に関連する対応も求められています。こうした状況でも、住み慣れた地域において、すべての住民が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるように地域共生社会の実現を目指す必要があります。

国においてはノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向け、成年後見制度の利用促進の基本理念等を定めた「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）が平成 28 年 5 月に施行され、促進法に基づき「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「国的第一期計画」という。）が平成 29 年 3 月に閣議決定されました。国的第一期計画では、令和 3 年度までの 5 年間を計画期間として、成年後見制度の利用の促進に関する総合的かつ計画的な推進を図っていましたが、更なる施策の推進を図る必要があることから新たな基本計画となる「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（以下「国の中期計画」という。）が令和 4 年 3 月に閣議決定されました。

促進法第 14 条には市町村の講ずる措置が規定され、また国の中期計画には市町村の役割が明記されています。

これらの動向を踏まえ当市では、成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的に実施することにより、支援を必要とする人がその人にあった制度を利用できるようにしていこうとするものです。

(2) 計画の位置づけ

この第二期計画は、促進法第 14 条に規定する市町村の講ずる措置となる基本的な計画として策定するものです。

(3) 計画期間

国の中期計画は、令和 4 年度から令和 8 年度までの概ね 5 年間を念頭に定められています。当市では、弘前市地域福祉計画と合わせ、令和 8 年度までとします。

(4) 計画の進行管理及び評価

本計画は弘前市地域福祉計画の一部として策定するものです。そのため、取組状況の点検及び評価については、弘前市地域福祉計画の進行管理と一体的に行います。

(5) 周辺自治体との協力

弘前圏域 8 市町村（弘前市・黒石市・平川市・藤崎町・板柳町・大鷲町・田舎館村・西目屋村）では、全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用を必要とする人が制度を利用できるような地域体制を構築するため、令和 2 年度より「弘前圏域権利擁護支援事業」に取り組んでいます。各々の市町村が作成する第二期成年後見制度利用促進基本計画においても、めざす姿を共有し、協力を図っていきます。

2 成年後見制度利用に関する現状

(1) 首長申立

成年後見制度は、制度利用者である本人、配偶者、四親等以内の親族が申し立てすることができますが、成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や家族ともに申立てを行うことが難しい場合で、特に必要があるときは市町村長が申し立てることができます。

当市では、各年度 10 件台で推移しており、その多くは後見類型となっています。

《弘前圏域全体》

(単位：件)

首長申立	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
合 計	14	13	17	25	24
後見	12	11	15	21	20
保佐	2	2	2	4	4
補助	0	0	0	0	0

出典：弘前圏域権利擁護支援センター事務局

《弘前市》

(単位：件)

市長申立	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
合 計	11	6	10	11	11
後見	9	5	8	9	9
保佐	2	1	2	2	2
補助	0	0	0	0	0

出典：弘前市福祉総務課

(2) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用にあたり、申立てに必要な経費（収入印紙代、登記印紙代、郵便切手、診断書料、鑑定費用など）及び家庭裁判所の審判に基づく成年後見人等の報酬の全部または一部を助成しています。

当市では、助成件数の多くを報酬助成が占めており、増加傾向にあります。

なお、弘前圏域 8 市町村では、当該事業における体制の平準化及び圏域市町村間での事務の円滑化を図るための取組みとして、令和 4 年 4 月 1 日より各々

の市町村が制定・運用している成年後見制度利用支援事業実施要綱の内容を統一しています。

《弘前圏域全体》

(単位：件)

成年後見制度 利用支援事業	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
合 計	42	45	54	59	76
費用助成	3	5	5	7	16
報酬助成	39	40	49	52	60

出典：弘前圏域権利擁護支援センター事務局

《弘前市》

(単位：件)

成年後見制度 利用支援事業	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
合 計	29	26	33	33	49
費用助成	1	0	0	0	4
報酬助成	28	26	33	33	45

出典：弘前市福祉総務課

(3) 弘前圏域権利擁護支援事業

弘前圏域 8 市町村では、「弘前圏域権利擁護支援センター」を中核機関として設置し、共同で運営しています。

当センターは、地域連携のネットワークを構築し、次の業務を行います。

(ア) 権利擁護の相談支援

本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う。

(イ) 権利擁護支援チームの形成支援

専門職などと連携して、権利擁護支援の方針を検討し、その方針に基づいて成年後見制度の申立て方法や適切な後見人等候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援チームの体制を構築する。

(ウ) 権利擁護支援チームの自立支援

地域の実情に応じて、各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームの体制によって課題解決に向けた支援を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う。

(エ) その他成年後見制度利用促進のこと

成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての広報啓発を地域住民や関係機関に対して、研修会等を通じて行うとともに、市民後見人等養成研修を実施し、成年後見制度のみならず他の権利擁護支援の扱い手を確保するなど成年後見制度の利用促進を図る。

また、「弘前圏域権利擁護支援連絡会」を設置し、広域的な観点から重層的な成年後見制度利用の支援体制を構築していきます。

①権利擁護に関する相談支援

認知症、知的障がいその他の精神上の障がいにより判断能力が不十分で、日常生活を送ることに不安がある方について、成年後見制度の利用などにより安心して自分らしく暮らせるよう相談支援を行っています。

弘前圏域権利擁護支援センターを設置した令和2年度は、相談件数が494件でしたが、少子高齢化の進行による認知症高齢者の増加に伴い、令和3年度には、854件と約1.7倍に相談件数が増加しています。

(単位：件)

内訳	年 度	令和2 年度	令和3 年度
弘前圏域 8 市町村	黒石市	26	64
	平川市	6	45
	藤崎町	19	54
	板柳町	11	10
	大鰐町	16	13
	田舎館村	4	28
	西目屋村	6	1
	弘前市	339	566
青森県内その他市町村		52	37
青森県外		15	36
相談件数合計		494	854

出典：弘前圏域権利擁護支援センター事務局

※相談者居住地での件数をカウント

②弘前圏域市民後見人等養成研修

少子高齢化の進行により成年後見制度の利用者が増加することに伴い、成年後見人等の担い手が不足することから、住民が互いに支え合う仕組みとして市民後見人等を育成する「弘前圏域市民後見人等養成研修」を令和2年度に開催し、30名が養成研修を修了しています。「弘前圏域市民後見人等候補者名簿」には修了者全員が登録し、令和4年3月末時点で9名の市民後見人が誕生しています。

(単位：人)

内訳	名簿登録者数	受任者数
弘前圏域 8市町村	黒石市	3
	平川市	4
	藤崎町	3
	板柳町	0
	大鰐町	1
	田舎館村	0
	西目屋村	1
	弘前市	15
青森県内その他市町村	3	0
合計	30	9

出典：弘前圏域権利擁護支援センター事務局

3 成年後見制度利用促進にあたっての基本的な考え方

人口減少、少子高齢化の進展は全国的な傾向であります。当市においては国の状況よりも早いペースで急速に進行しており、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が顕在化しています。

こうした中、制度・分野の枠や「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が障がいの有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら共に地域を創っていく地域共生社会の実現に向けた取組が求められています。

一方で、成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいにより判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段であり、身上保護と財産管理の支援によって、本人の地域生活を支える役割を果たしています。また、制度利用促進の取組は、市民後見人等地域住民の参画を得ながら、家庭裁判所、関係行政機関、地方公共団体、専門職団体、民間団体等の協働による地域連携ネットワークを通じて推進することにより、地域共生社会の実現に資することになります。

国の第二期計画では、「権利擁護支援」は、意思決定支援等による権利行使の支援、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動であると定義されました。

当市においても、権利擁護支援を地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実を図り、成年後見制度利用促進の取組をさらに進めています。

4 計画の策定によりめざす姿

基本目標1 尊厳のある本人らしい生活を継続するための制度の運用

地域住民や関係機関が成年後見制度を正しく理解することができる環境を整えるとともに、権利擁護支援を必要とする人に対し、成年後見制度を含めた適切な支援に結びつけることができるような相談体制の再構築に取り組みます。

また、成年後見制度を安心かつ安全に利用できるようにするために、不正を未然に防止する意識の醸成を図ります。

(1) 成年後見制度の理解と不正防止の徹底

①成年後見制度の周知及び啓発

地域住民が成年後見制度を正しく理解し、元気なうちから備えることができるよう、地域住民や関係機関に対して研修会等を通じて周知啓発に努めます。

②不正防止のための関係機関との連携

成年後見人等の不正を未然に防止するために、権利擁護支援チームの一員として後見活動を行うことができるよう体制を整備します。

(2) ニーズの把握と早期発見

社会生活で大きな支障が生じないと制度利用に至らないという状況があることから、医療や介護職、金融機関などの関係機関との連携体制の構築や地域の見守りにより、地域で制度利用を必要とする人を早期に把握し、適切な支援につなげるよう努めます。

(3) 総合的な権利擁護支援策の充実

権利擁護に関する支援の必要性を検討し、適切な制度利用につなげるため、「日常生活自立支援事業」や他の福祉サービスをはじめとした公的サービス等と連動した一体的なサービスの提供を行います。

(4) 本人の意思決定支援

成年後見人等が制度利用者に対し、密接な身上保護を行うとともに、本人の尊厳を守りながら、本人の意向に基づいた福祉サービスや医療等の公的サービスの提供がなされるよう、支援体制の構築に努めます。

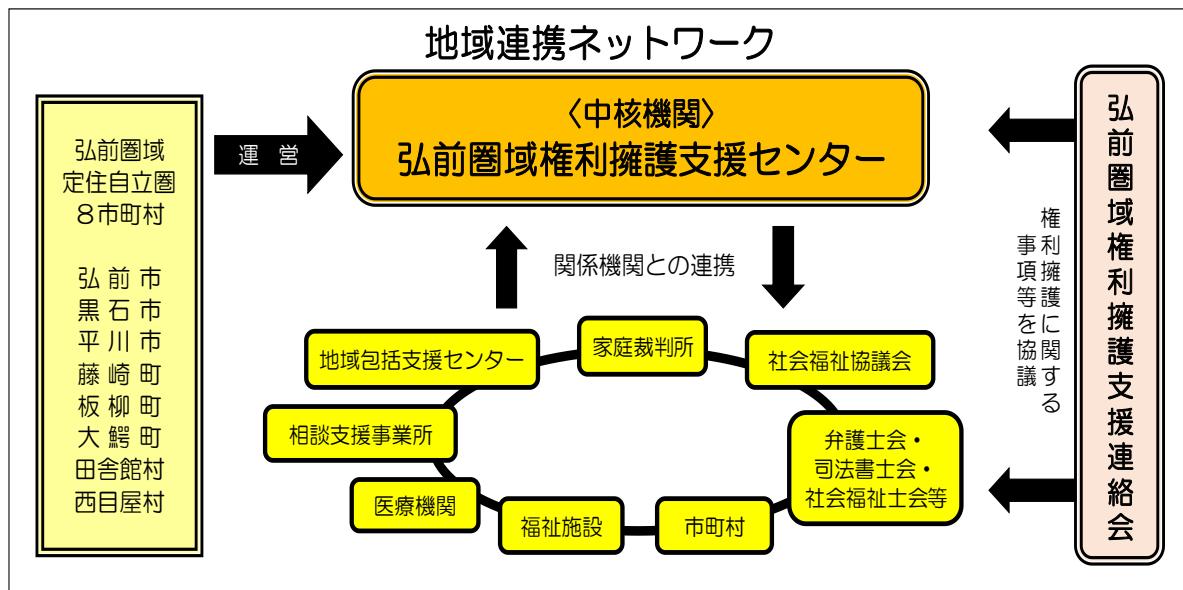
(5) 利用支援事業のあり方

費用負担能力や身寄りのない人、長期支援が必要な人であっても、成年後見利用支援事業による申立て費用の助成や報酬助成を行うことで、誰もが安心して制度利用できるよう支援します。

また、持続可能な支援体制を築くことができるよう、本人の資力の判断基準など適切な利用支援事業のあり方を検討します。

基本目標2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、速やかに適切な支援に結びつけるとともに、本人の意思決定・身上保護を重視した支援を行う地域全体の仕組みの構築をめざし、どこに住んでいても同様の権利擁護支援が届くような体制を整えます。



(1) 中核機関のコーディネート機能の強化

弘前圏域権利擁護支援センターが中核機関として、地域連携ネットワークのコーディネートを担い、本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等をしつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施します。

(2) 地域連携ネットワークの構築

①権利擁護支援チームによる見守りと対応（後見人等の選任後）

権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行います。

また、後見人等が選任されて後見活動が開始した場合は、後見人等も権利擁護支援チームの一員として、本人に対して適切な支援を行います。

②弘前圏域権利擁護支援連絡会での連携体制の強化

制度の利用促進を総合的に推進するため、医師、弁護士、司法書士、社会福祉士、当圏域事業所代表者、法人後見を実施する社会福祉協議会職員等で構成する弘前圏域権利擁護支援連絡会を設置し、関係団体との連携を強化し、各専門団体や関係機関が自発的に協力する体制づくりを進めます。

（3）成年後見人等候補者の適切な推薦の実施

弘前圏域成年後見人等候補者受任調整会議において、本人の直面する財産管理や法的課題に適切に対応するとともに、本人の自己決定権を尊重し、身上に配慮した後見事務を適切に行う後見人等を候補者として推薦します。

（4）担い手の確保・育成等の推進

弘前圏域権利擁護支援センターにおいて、市民後見人等養成研修を実施し、圏域住民への支援の意思を持つ地域住民が、市民後見人として活動するために必要な一定の知識や心構えを習得する機会を確保します。また、市民後見人等養成研修修了者が市民後見人としての活動のほか、日常生活自立支援事業の支援員としての活動や法人後見を実施する団体の協力員としての活動をできるようになります。加えて、法人後見を実施する事業者の育成についても検討を進め、成年後見制度のみならず他の権利擁護支援の担い手を確保するための環境を整備します。

（5）包括的・多層的な支援体制の構築（市町村の相談窓口強化）

弘前圏域 8 市町村では、地域の相談支援機関（地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、社会福祉協議会等）を一次相談窓口、中核機関を二次相談窓口として、それぞれに役割を担い、相互に連携しながら、アセスメントや支援方針の決定を行うなど、地域連携ネットワーク全体のコーディネートを行っています。こうしたことから、増加傾向にある中核機関への相談件数の平準化を図るため、一次相談窓口として各市町村に設置されている相談支援機関の職員を対象とした研修等を実施し、一次相談窓口の強化を図ります。

第5章 弘前市再犯防止推進計画

1 計画策定の趣旨

(1) 計画の趣旨

起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設¹³出所者、非行少年若しくは非行少年であった者（以下、「犯罪をした者等」という。）等の立ち直りを支援する更生保護¹⁴や再犯防止施策は、国の刑事政策として行われてきており、市では地区保護司¹⁵会による更生保護サポートセンター¹⁶の設置・運営への支援や、“社会を明るくする運動”¹⁷への参画などにおいて協力しています。

しかしながら、犯罪をした者等の中には、薬物事犯者や高齢者・障がい者など福祉による支援が必要な者、住居や就労先を確保できないまま矯正施設を出所する者など、様々な生き辛さを抱えた結果、再び犯罪を行う者＝再犯者¹⁸が存在し、少子化による年少人口の減少と高齢者人口の増加に伴い、検挙人数に対する少年割合は減少しているものの高齢者の割合が増加してきています。

国では平成24年7月の犯罪対策閣僚会議で「再犯防止に向けた総合対策」を定め、その中で「出所等をした年を含む2年間における刑務所等に再入所する者の割合(2年以内再入率)を平成33年までに20パーセント以上減少させる。」との数値目標を定めました。

また、平成28年7月には「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」を決定し、更に令和元年12月には、より重点的に取り組むべき3つの課題に対応した各種取組を加速させる「再犯防止推進計画加速プラン」を決定したところです。

青森県及び本市の再犯者率は全国平均よりも低いものの、近年は40%半ばの状態が続いており、犯罪をした者等の地域生活への定着に向けた支援の必要性が増しています。

市では、犯罪をした者等の社会復帰の支援を促進するとともに、安全・安心な地域づくりに寄与することを目的に「弘前市再犯防止推進計画」を策定することとしました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は再犯防止推進法第8条に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定し、計画の対象者は、犯罪をした者等のうち支援が必要な者とします。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、始期および終期を弘前市地域福祉計画に合わせ、令和5年度から令和8年度までの4年間とします。

また、期間中においても社会経済情勢の変化や制度改正等に柔軟かつ的確に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

(4) 計画の進行管理及び評価

本計画は、「弘前市地域福祉計画」の一部として、地域共生社会の実現に向けて地域福祉を推進するもので、進行管理及び評価について一体的に行っていくこととします。

13 矯正施設：犯罪をした人や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設。法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院を総称するもの。

14 更生保護：犯罪をした者等に対し、社会の中で立ち直りに向けた指導や支援を行うことにより、その再犯を防ぎ、社会復帰と自立を助ける活動。

15 保護司（保護司会）：犯罪をした者等や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行う。

16 更生保護サポートセンター：保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体等と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。経験豊富な「企画調整保護司」が常駐し、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を実施している。

17 社会を明るくする運動：すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

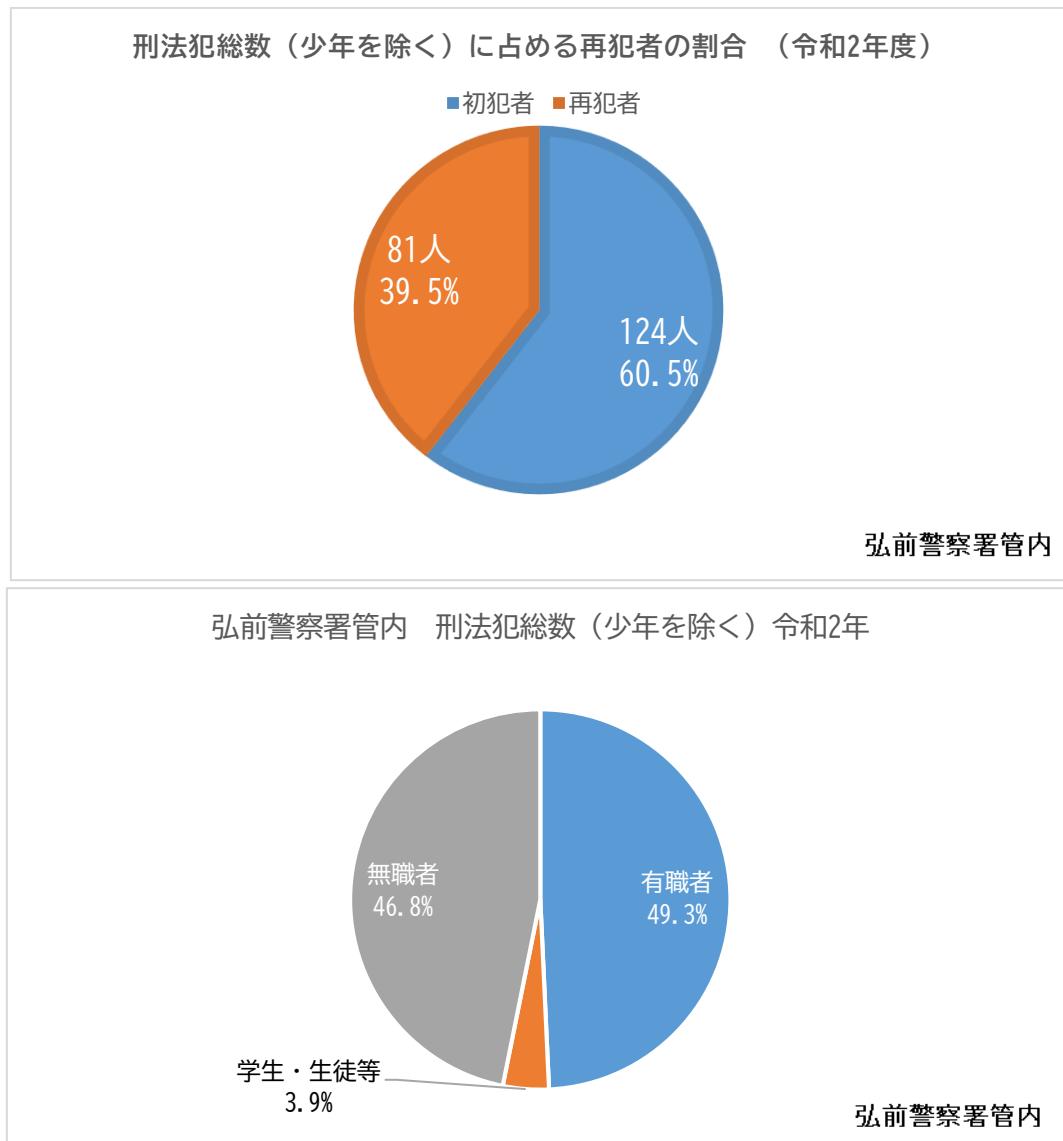
18 再犯者：刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいう。

2 地域における再犯防止を取り巻く状況

警察庁が取りまとめている犯罪統計書に記載される検挙人数に関して、警察署別の統計データとして、法務省矯正局に提供されたものです。(少年データは含まれません。)

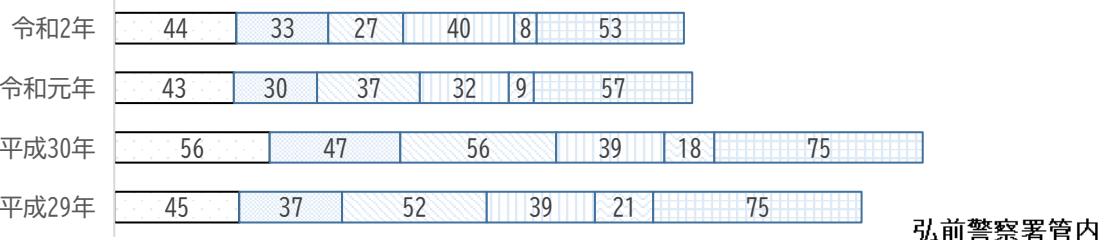
弘前警察署管内では、再犯者の占める割合は、刑法犯のうち 39.5%となっており全国平均と同程度となっており、年代別にみても 65 歳以上が占める割合が高くなっています。

また就労状況においては有職者、無職者とも同程度となっています。



年代別　刑法犯数（少年を除く）

□20～29歳 計 □30～39歳 計 □40～49歳 計 □50～59歳 計 □60～64歳 計 □65歳以上 計



出典：仙台矯正管区¹⁹

¹⁹ 矯正管区：刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の適切な運営の管理を図ることを目的とした法務省矯正局の地方支分部局のこと。東北地方には、仙台矯正管区がある。

3 取組内容

- (1) 犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」などを通じて再犯防止に係る地域での理解を促進します。
- (2) 地域における更生保護の活動拠点である弘前地区更生保護サポートセンターの運営支援などを通じ、保護司や保護司会、更生保護女性会、Teens&Law²⁰、BBS²¹会などの更生保護関係の支援者・団体等が行う活動等の支援・充実を図ります。
- (3) 犯罪をした者等について、保護観察所²²や矯正施設等の刑事司法関係機関及び保護司や保護司会、更生保護女性会、Teens&Law、BBS会等の更生保護関係機関の支援者・団体並びに民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の福祉関係機関等との連携により、必要な福祉支援へ結び付け、地域全体で立ち直りを支援することで安定した生活を実現し、再犯の防止を推進します。
- (4) 市の広報媒体において、保護司等の更生保護ボランティアの活動を紹介するなど、市民の再犯防止に関する理解促進を図ります。
- (5) 地域生活定着支援センター²³との連携を強化し、高齢者や障がい者など、福祉の支援が必要な矯正施設退所者に対する支援の強化を図ります。
- (6) 罪を犯した者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、罪を犯した者等を雇用し、又は雇用しようとする協力雇用主²⁴に対し、市の入札参加資格の審査において優遇制度を設け実施します。

20 Teens&Law:弘前大学のサークル活動。子供達との交流や学習ボランティア活動、裁判傍聴や模擬裁判など、法律分野の取り組みを通じ、教育、司法、福祉、心理等といった領域を中心にボランティア活動等を行うもの。

21 BBS:(Big Brothers and Sisters Movement)非行のある少年や悩みを持つ子どもたちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等を行う青年のボランティア団体のこと。

22 犯罪をした者等又は非行のある少年が、社会の中で更生するよう、法律や裁判等で定められた期間、保護観察官及び保護司による指導・支援を行うもの。

23 地域生活定着支援センター：高齢、または障がいがあることにより矯正施設から退所後、自立した生活を営むことが難しい方を対象として、福祉・医療機関・行政機関・自治体等の各関係機関等と協働して福祉サービス等を利用し地域の中でその人らしく安心して生活が送れるように支援し、再犯防止対策に寄与する組織。県内では青森県地域生活定着支援センターがある。

24協力雇用主：犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。

4 推進体制

本計画を着実に推進するためには、計画の推進体制を明確にし、定期的に進捗状況の確認を行うことが重要であることから、保護司会及び「社会を明るくする運動弘前地区推進委員会」において進捗管理等を行うこととします。

第6章 計画推進のための方策

- 1 計画推進のための体制
- 2 計画の周知と進捗状況の公表
- 3 それぞれの役割分担

1 計画推進のための体制

地域福祉計画に掲げる施策の推進にあたっては、地域住民の目線に立って、より効果的、効率的な事業手法を検討していく必要があります。

そのため、地域住民と密接なつながりを持ちながら、その中心的役割を担う社会福祉協議会や民生委員等との連携を図り、地域課題の把握と対策を確認しながら事業を進めます。

また、福祉サービス事業者との連携はもちろんのこと、福祉分野以外との連携も深め、サービスの質の向上や、様々なニーズに適切に対応できる体制づくりにつなげていくことも重要です。

このように、「自助・互助・共助・公助」の取組が相互に補完し合うことで、地域福祉の更なる充実が図られるよう、計画を推進していきます。

2 計画の周知と進捗状況の公表

地域福祉の推進には、地域住民や事業者と行政との協働による取り組みが欠かせないものとなっています。本計画は、多くの地域住民に知っていただく必要があるため、市のホームページや広報誌への掲載など、あらゆる機会を通じて計画の周知に努めます。

また、地域福祉計画を実効性のあるものとして推進していくために、府内関係部局と連携を図り、執行状況や推進上の問題点を的確に把握するとともに、弘前市社会福祉問題対策協議会の意見を踏まえながら計画の進行管理や評価を行って、公表していきます。

3 計画推進に係る役割分担

- 地域福祉の推進には、地域住民、事業者、行政が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって取り組んで行くことが必要です。
- 地域福祉計画は行政の施策を中心に構成されていますが、地域住民、事業者、行政それぞれの役割を明示し、努力目標として位置づけします。

◇地域住民の役割

一人ひとりが、地域社会を支える構成員であり、地域福祉を支える一員として、地域と関わり続けることが必要です。

- 地域住民同士の日常的な交流
- 町会や地域で活動する団体などに関心を持ち、活動への理解の深化

- 地域活動、ボランティアなどへの参加
- 見守り、声掛けなどの福祉活動への参加
- 地域を担う人材の発掘
- サービスの受け手に止まらず、担い手として提供する側として積極的に地域に関わっていく意識の醸成
- ひとりで解決できない問題や悩み、不安などの、身近にいる方や相談機関への相談

◇事業者の役割

地域福祉のニーズに対応するために、事業者の主体的な取組や行政との協働などを通して、地域活動に関わることが必要です。

- 従業員が地域の構成員としてボランティア等に参加しやすい環境づくり
- 見守り、声掛けなどの福祉活動への協力
- 障がい者、高齢者等の地域住民が活躍できる場を提供するなど、社会貢献活動の積極的な推進

◇行政の役割

地域福祉のニーズをしっかりと把握し、社会福祉協議会をはじめ地域の事業者やNPO法人などの各種団体と連携・協力を図りながら、地域福祉を推進するための仕組みを確立することが必要です。また、行政内部においても、健康・福祉分野のみならず、あらゆる分野との部局横断的な連携強化を図ります。

- 積極的な情報発信
- 関係機関、専門機関との平素からの連携体制
- 地域活動を展開する団体の掘りおこし
- 地域活動団体と行政との連携、団体間のネットワークづくり（地域住民が活動への興味を持ち、参加へつなげるきっかけづくり）
- 地域福祉や権利擁護などについて理解を深めるための機会の提供
- 地域ニーズを把握した質の高い福祉サービスの提供
- 地域住民の様々な課題に対応した横断的な相談体制の整備

